

平成26年9月宮崎県定例県議会
決算特別委員会（平成25年度決算）
商工建設分科会会議録

平成26年10月1日～3日

場 所 第5委員会室

平成26年10月1日(水曜日)

午後1時0分開会

会議に付託された議案等

○議案第18号 平成25年度宮崎県歳入歳出決算
の認定について

企業立地課長	津 曲 睦 己
観光推進課長	孫 田 英 美
記紀編さん記念事業推進室長	松 浦 直 康
オールみやざき営業課長	日 下 雄 介
工業技術センター所長	古 賀 孝 士
食品開発センター所長	森 下 敏 朗
県立産業技術専門校長	田 村 吉 彦

出席委員(7人)

主 査	岩 下 斌 彦
副 主 査	渡 辺 創
委 員	外 山 三 博
委 員	宮 原 義 久
委 員	後 藤 哲 朗
委 員	太 田 清 海
委 員	新 見 昌 安

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

労働委員会事務局

事務局 長	安 井 伸 二
調整審査課長	川 越 道 郎

商工観光労働部

商工観光労働部長	茂 雄 二
商工観光労働部次長	梅 原 裕 二
企業立地推進局長	川 野 美 奈 子
観光物産・東アジア戦略局長	金 子 洋 士
部参事兼商工政策課長	田 中 保 通
金融対策室長	川 畑 充 代
産業振興課長	佐 野 詔 藏
産業集積推進室長	富 山 幸 子
労働政策課長	久 松 弘 幸
地域雇用対策室長	福 嶋 清 美

事務局職員出席者

政策調査課副主幹	沖米田 哲 哉
議事課主査	長 谷 恵 美 子

○岩下主査 ただいまから決算特別委員会商工建設分科会を開会いたします。

まず、分科会日程についてであります。

日程につきましては、お手元に配付してあります日程案のとおりで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下主査 それでは、そのように決定いたします。

次に、本日開催されました主査会について御報告いたします。

まず、審査の際の執行部説明についてであります。

お手元の分科会説明要領により行いますが、決算事項別の説明は、(目)の執行残が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものについて、また主要施策の成果は主なものについて説明があると思いますので、審査に当たりましてはよろしく願いいたします。

次に、監査委員への説明を求める必要が生じた場合の審査の進め方についてであります。その場合、主査において、他の分科会との時間調整を行った上で質疑の場を設けることとする旨、確認がなされましたので、よろしく願い

したいと思います。

次に、審査の進め方ですが、お手元に配付の分科会審査の進め方(案)のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下主査 それでは、分科会審査の進め方のとおり進めさせていただきます。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午後1時1分休憩

午後1時2分再開

○岩下主査 分科会を再開いたします。

それでは、平成25年度決算について、執行部の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○安井労働委員会事務局長 労働委員会事務局でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。それでは、平成25年度の決算概要について御説明申し上げます。

決算の内容につきましては、お手元の平成25年度決算に関する調書の144ページから145ページに記載されておりますけれども、説明のほうはお配りしております説明資料のほうでさせていただきます。

資料の1ページをお開きください。よろしいでしょうか。

(款)労働費(項)労働委員会費(目)委員会費であります。

一番下の合計欄にありますように、予算額1億535万5,000円に対しまして、支出済額1億472万3,330円、不用額は63万1,670円、執行率は99.4%となっております。

決算事項の説明は以上であります。

なお、監査委員の決算審査意見書及び監査報

告書に関しまして、報告すべき事項はございません。

また、主要施策の成果に関する報告書への掲載もございません。

私のほうからの説明は以上でございますけれども、2ページ以降の業務実績につきましては、調整審査課長のほうが説明いたします。よろしくをお願いします。

○川越調整審査課長 それでは、私から平成25年度の業務実績の概要につきまして、御説明いたします。

引き続き、委員会資料の2ページからごらんください。

この資料におきましては、労働委員会が取り扱う業務を、2ページの大きな2の(1)不当労働行為審査事件、2ページから3ページにかけての(2)労使紛争あっせん事件、それから、3ページから4ページにかけての(3)労働相談の3つに分けて記載をしております。

それでは、恐れ入りますが、2ページのほうにお戻りをお願いいたします。

まず、大きな2の(1)の不当労働行為審査事件でございますが、これは労使関係における使用者側の行為が、労働組合法で禁止されております不当労働行為に該当するか否かの審査を行うものであります。

平成25年度は、ごらんのとおり取り扱いが1件もございませんでした。

次に、(2)の労使紛争あっせん事件ですが、まず①の集団的事件は労働組合と使用者との間に生じた紛争について、労働委員会の会長が指名したあっせん員が、当事者間の調整を図りながら紛争の解決に努めるものであります。

平成25年度はごらんのとおり4件の申請があ

り、和解により解決したものが3件、取り下げにより終結したものが1件となっております。なお、和解のうちの1件につきましては、翌年度に繰り越した後に和解が成立しております。

次に、3ページをお開きください。

(2)の②の個別的事件でございますが、これは労働者個人と使用者との間に生じた紛争について、①の集団的事件と同様に、解決を図るためのあっせんを行うものでございます。

平成25年度は、ごらんとおり2件の申請があり、あっせん開始に至らなかったものが1件、和解により解決したものが1件となっております。

それぞれの事件の内容についての説明は、省略をさせていただきます。

次に、3ページの(3)の労働相談の状況についてであります。

労働相談においては、職場でのさまざまなトラブルに悩んでいる相談者の方々に対しまして、助言や情報提供を行いますとともに、先ほど御説明いたしましたあっせん制度の利用をお勧めしたり、また明らかな法令違反があると思われるようなケースにつきましては、労働基準監督署など指導監督権限のある機関を紹介するなどして、労使紛争の解決に努めております。

①の相談件数ですが、昨年度は146件の相談がございました。

そのうち、労働者個人からの相談が137件と大部分を占めております。

相談内容につきましては、4ページの②に掲げておりますが、解雇及び退職に関するものが53件と最も多くなっておりまして、以下、パワハラ・セクハラに関するもの、労働時間に関するもの、賃金に関するものというように続いております。

最後に、(4)の処理件数の推移についてでございますが、それぞれの業務の過去3カ年度分の件数等はごらんとおりとなっております。

説明は以上でございます。

○岩下主査 執行部の説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。何かございませんか。

○太田委員 3ページのところあたりで、労働組合とか、個人からという相談もあるということ。今の説明の中で、特に相談では、個人から持ち上げられたものでは、これは労働基準監督署のほうで、きちっと何らかの調査の中でやったほうがいいですよという適切な指導もされているということですが。個人から見た場合に、普通は先に労働基準監督署に行って、そして逆のルートもあるんじゃないかと思うんですが、労働委員会のほうに直接、ぽっと来られるケースも多いんですか。その辺はどうでしょうか。

○川越調整審査課長 そのこのところは、個人の方にとりましては、まずどこに相談していいかわからんというようなことが結構ございますので、本来ですと、例えば明らかに労働基準法に違反しているような事例につきましては、最初から労働基準監督署のほうに行っていただけばいいと思うんですけれども、その行き先もわからないというようなことで、とりあえず労働委員会に相談されるという方も結構いらっしゃいます。

○太田委員 私は、こういったのは労働基準監督署が先かなというような感じがしたものですから、何か連れていったときに、ああ、そこもここもあるなと思って、あっせんとかになれば活用できるということになりますね。

それと、今、ブラック企業の問題がこの二、三年前から本にもなったりして、だんだん社会

喚起されているんですが。世の中に活字になってまで明らかにされていて、名指しで指摘されているような企業等に対して、何か放置されているような気がするものですから。権限の限界もあるかもしれませんが、労働委員会ができるとは思わないけれども、明らかに労働基準法違反をやっているというような企業に対して、何かPRしていくというか、そういうことはやめてくださいよというのがあってもいいんじゃないかなという気がするんですが、どうでしょうかね。

○川越調整審査課長 まず、県内で、いわゆるブラック企業というようなものが果たして存在するかどうかというところですが、実は私どものほうにいろいろ相談を寄せてこられます方々、感覚的に言いますと、4分の1ぐらいは匿名で御相談になられる方がおられるかなと思います。特にブラック企業的なところにお勤めの方というのは、外部のところに相談するに当たって、雇い主に知られる、漏れるんじゃないだろうかということ非常に気になさる方がいらっしやいまして。匿名で御相談になる方が全てブラック企業にお勤めということではないと思いますけれども、割とそういう方は用心して御相談になる。

したがって、お名前も、もちろん電話番号も教えていただけないということもございますので、その県内の実態がどうなっているかというのは、ちょっと私ども正直申し上げまして、はっきりつかみかねているところでございます。ただ、今まで受けた相談の中で申しますと、明らかに同じ企業にお勤めになっている方々が何人も相談を寄せてこられるとか、そういう事例は今のところ経験いたしておりません。県内も、いわゆるブラック企業的なところがある可能性

はございますけれども、まず私どものほうではっきり、これはブラック企業だなというようなところは、現在のところ把握をしていないところでございます。

それと、そういう労働者に対する不当な扱いをやめるようにという啓発活動的なことはやらないのかというお尋ねでございましたけれども、私どもの役割分担といたしましては、御存じのとおり、あっせんですとか、そういう当事者間がお互い歩み寄って解決の道を探るといった形での関与が中心でございますので、そういう啓発的な業務につきましては、基本的には労働基準監督署なり、そちらのほうからなさることになるかと思っておりますけれども、私どもも労働相談あるいはあっせんという制度をやっておりますということは、常々広報に努めておるところでございます。

○太田委員 わかりました。労働委員会というのは、社会の調和を、穏やかにいきたいと思います。折り合いをつけるところでしょうか、ぜひそういう相談にどしどし来られるような雰囲気になってほしいなという思いでね。

ごめんなさい。私、ちょっと聞き漏らしたかもしれませんが、同じ3ページで、個別的事件、不開始というのがありましたね。これは、どんな解決になるんですか。どっちかが不満げに取り下げたとか、いや、お互いにわかったということ取り下げたのか。

○川越調整審査課長 今おっしゃいましたのは、3ページの②の表のEあっせん事件のことであると思いますが、この案件につきましては、少しだけ事案の内容をお話し申し上げますと、これはある医療機関にお勤めになっておられた看護師の方が、その方はまだお若かったんですけれども、新人の看護師の指導係のような、プリ

セブターと呼ばれているようですけれども、そういう役目を担わされるようになりまして。ところが、その指導相手の新人看護師さんがなかなか言うことを聞いてくれないとか、あるいは上司からふだんの仕事に関係しまして、いろいろ厳しく指導をされたり何だりということが重なりまして、鬱の症状を呈するようになって、お勤めになっているところとは別の医療機関で診ていただいたところ、やはり鬱病だという診断が出たというようなことでございます。

それで、結局勤め先はおやめになったんですけれども、自分がそういう鬱になってしまったのは、勤めていたところの責任だということで、損害賠償の請求をしたいということで申請をしてこられました。

ところが、この方について鬱病という診断が出たのが、あっせん申請をされる2年と10カ月ぐらい前の時期でございました。実は、民法によりますと、不法行為による損害賠償請求権の時効は3年という短い時効期間の定めがございまして、時効の完成が間近に迫っておったという事情がございました。

それで、労働委員会のほうにあっせん申請をされましても、時効の進行をとめることができませんので、この方につきましては、どうしても慰謝料、損害賠償を請求したいということであれば、あっせん申請よりも、裁判所に訴えを起こされるほうがいいですよということのアドバイスを申し上げまして。そうしましたところ、御本人もわかりました、あっせん申請のほうは取り下げますというところまでは話が行ったんです。その後、一応取り下げの文書を出してくださいというお願いをしておりましたところ、御本人と連絡がとれなくなってしまいました。実はこの方、あっせん申請をされてから取り下

げに同意されるまでの間に県外に引っ越しをされたり、いろいろございまして、病気のこともなんかもあったのかもしれませんが、途中からどうしても連絡がつかなくなってしまいました。うちとしてもそのままにしておくわけにもいきませんし、一応御本人から取り下げという意向は伺っておりましたので、この案件については手続をそこで終了するという扱いにしたところでございます。

○太田委員 よくわかりました。

○岩下主査 ほかにございませんか。

○新見委員 資料の2ページから3ページにわたって、労使紛争あっせん事件が掲載されておりますが、集団的、個別的事件を合わせて6件のうち、4件が医療・福祉業ということで、先入観を持ったらいけませんけど、医療分野、福祉分野の厳しい実態を反映しているのかなと感じたところです。

その下の労働相談で、労働者個人が137件ということですが、この労働者個人の勤務されていた分野はわかりますか。

○川越調整審査課長 労働相談をしてこられました方のお勤め先、業種分類いたしますと、医療・福祉関係が42件で、割合で申しますと28.8%、それからサービス業関係が21件、率に申しますと14.4%、その次が製造業関係で18件、率に申しますと12.3%というような内訳になっております。

○新見委員 それ以外はこういった分野があるんですか。わかればいいんですけど。

○川越調整審査課長 今、業種別に上位3位まで申し上げましたが、4番目が卸・小売関係、これが12件、率が8.2%。その次、5番目が運輸関係で8件、5.5%というふうに続いております。

○新見委員 はい、わかりました。

○岩下主査 ほかに御質問はありませんか。

○宮原委員 先ほど私もここを聞いたかったところなんですけど、この数年間の傾向としては、医療・福祉というのは常にこんな状況なんですか。

○川越調整審査課長 今、手元にちょっと詳しい数字を持っておりませんが、昨年、一昨年あたり見ましても、医療・福祉関係が多い状況だと思います。

○渡辺副主査 1点だけ確認なんですけど、労使紛争あっせん事件の中で、先ほど御指摘があったように、医療・福祉業というのが集団的事件で3件と、個別的事件で1件出ていますけど。これは特定の医療機関とか、福祉機関がたくさん労使紛争を抱えているということではなくて、それぞれ別案件だというふうに理解していいですか。それともこのうち2件は、特定のところが労使紛争をいろいろ抱えていらっしゃるというような状況なのか、それはいかがでしょうか。

○川越調整審査課長 2ページの①の集団的事件のほうのCあっせん事件とDあっせん事件が同じ企業でございます。それ以外は全て別々でございます。

○岩下主査 ほかにございせんか。

○太田委員 医療・福祉と申しますか、特に私、福祉のほうを感じるんですけど、労働委員会としては余り価値判断をこうだ、あだというのは言えないと思いますけど。話を聞いてみると、ヘルパーさんとかは劣悪で、タイムカードも自分が押すことはできなくて、経営者側が押していくようなところも事例としてあったりして。パワハラとか、大変な職場に、業種になりつつあるのかな。そしていろんな企業が参入してきて、乱立しているような状態で、確かにこれを

見て、何かちょっと私も気になるんですね。

だから、労働委員会のほうで、それがこうだというのは、ちょっと課長判断はできないと思いますが、今後ちょっとその辺のところのPRなりが、もし労働委員会のほうとして助言なり指導なりができるなら、何かしてあげたほうがいい世相になってきているかなという感じがいたしました。これを見て、特にまた本当に思いました。何かあればですけど、なければいいです。

○川越調整審査課長 今、委員がおっしゃいましたようなことは、私ども感じておるところでございますので、特定の業種だけに絞ってというのはなかなか難しいところございますけれども、そういった医療・福祉業関係にお勤めの方からの労働相談なんかも多数ございますので、できるだけ丁寧に対応してまいりたいというふうに考えております。

○岩下主査 それでは、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下主査 以上をもって、労働委員会事務局を終了いたします。

執行部の皆様、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時24分休憩

午後1時27分再開

○岩下主査 分科会を再開いたします。

それでは、商工観光労働部の審査を行います。

まず、部長より平成25年度決算の概要について説明をお願いいたします。

○茂商工観光労働部長 それでは、商工観光労働部の25年度決算につきまして御説明をいたします。

お配りしております決算特別委員会資料の1ページをお願いいたします。

これは、県総合計画「未来みやぎき創造プラン」における分野別施策のうち、商工観光労働部に関連するものを体系表にしたものであります。

平成25年度の本県経済は、日本経済の円安・株高基調を受けて明るい兆しが見られたものの、ここ数年のさまざまな災害が相次いだことなどの影響が残りまして、まだまだ厳しい状況にありました。

このような中、この体系表に従って、25年度の主な施策の概略について御説明をいたします。

まず、1の多様な連携により新たな産業が開発される社会の産業間・産学官連携による新事業・新産業の展開につきましては、東九州メディカルバレー構想のさらなる推進や、産学官の共同研究グループに対する支援などに取り組みました。

次に、2の創造性のある工業・商業・サービス業が営まれる社会を目指しまして、融資制度等を初めとする中小企業の経営安定対策、若手経営者等の育成、地域において中核となるリーダーの創出及び経営革新や新分野進出に取り組む企業に対する支援に努めますとともに、工業の振興につきましては、新商品、新サービス等の開発、販路開拓等への支援、アドバイザー等による取引機会の拡大、企業立地の推進などを図ったところであります。

また、商業・サービス業の振興につきましては、まちなか商業の再生支援や先端技術に対応できるICT人材育成、県産品の販路拡大、東アジア地域への輸出拡大等に取り組みました。

3の活発な観光・交流による活力ある社会の中の観光の振興につきましては、魅力ある観光地づくりや恋旅、花旅、波旅等の観光キャンペーンの推進、スポーツランドみやぎきの展開、

シンボルキャラクター「みやぎき犬」を活用しましたPR活動等の取り組みを行いますとともに、県境を越えた交流・連携の推進につきましては、国内外において南九州3県が連携した誘客活動を行ったところです。

4の経済・交流を支える基盤が整った社会の産業を支える人材の育成・確保につきましては、職業能力開発の推進、技能の振興などに取り組みました。

また、就業支援と職場環境整備につきましては、緊急雇用創出基金を活用した雇用機会の創出や若年者の就職支援、働きやすい職場環境づくりの推進などに取り組んだところであります。

次に、2ページをごらんください。

平成25年度歳出の決算状況であります。一般会計は、下から5段目の計の欄ですが、予算額454億2,966万5,000円、支出済額451億4,015万5,551円、翌年度繰越額は、明許繰越と事故繰越を合わせまして1億2,533万8,800円、不用額1億6,417万649円、執行率99.4%。

次に、特別会計は、下から2段目の計の欄になりますが、予算額14億9,935万2,000円、支出済額14億9,829万6,307円、不用額105万5,693円、執行率99.9%、一般会計と特別会計を合わせました部の合計は、一番下の段の部合計の欄、予算額469億2,901万7,000円、支出済額466億3,845万1,858円、翌年度繰越額は、先ほどと同じく、明許繰越と事故繰越を合わせまして1億2,533万8,800円、不用額1億6,522万6,342円、執行率99.4%となっております。

次に、資料の最後のページになりますが、22ページをごらんください。

監査における指摘事項等の一覧でございます。

今回は、指摘事項はありませんが、注意事項1件となっております。適正な執行について、

職員への指導を徹底し、改善に努めたところがあります。

また、今ごらんいただく必要はございませんが、監査委員から提出された別冊の印刷物となっております平成25年度宮崎県歳入歳出決算審査及び基金運用状況審査意見書におきまして、商工観光労働部が所管する特別会計について2件の意見・留意事項等がございました。

これらにつきましては、後ほど、各事業の詳細とあわせまして関係課長から御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

私からの説明は以上でございます。

○岩下主査 部長の概要説明が終了いたしました。

これより、商工政策課、産業振興課、企業立地課の審査を行います。

平成25年度の決算について各課の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、3課の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○田中商工政策課長 それでは、商工政策課の平成25年度決算につきまして御説明いたします。

決算特別委員会資料の2ページをお開きください。

当課は、一般会計と特別会計がございます。

まず、一般会計ですが、一番上の商工政策課の欄をごらんください。予算額370億7,140万2,000円、支出済額370億6,338万7,077円、不用額801万4,923円で、執行率は99.9%であります。

次に、特別会計ですが、下から4段目の商工政策課の欄をごらんください。予算額11億7,357万3,000円、支出済額11億7,292万8,749円、不用額64万4,251円で、執行率は99.9%であります。

次に、資料の3ページをお開きください。

まず、(目)の不用額が100万円以上のものであります。

ページ下の方の(目)商業総務費であります。不用額が102万7,788円となっております。これは、職員費や事務費の執行残であります。

次に、4ページの中ほどの(目)商業振興費であります。不用額303万7,988円となっておりますが、これは、主に旅費等の事務費や、中小企業金融円滑化補助金などの執行残であります。

5ページをお開きください。

下のほうの(目)工鉱業振興費であります。不用額265万7,882円となっておりますが、これは、地域新産業・雇用創出推進事業等の委託料の執行残であります。

次に、執行率が90%を下回った(目)ですが、5ページ下の方の(目)計量検定費であります。不用額が76万7,377円で、執行率が89.5%となっておりますが、これは需用費など事務費の執行残であります。

7ページをお開きください。

小規模企業者等設備導入資金特別会計の下のほう、(目)公債諸費であります。不用額が1万1,374円で、執行率が43.1%となっておりますが、これは、中小企業高度化事業の償還金に係る違約金の執行残であります。

次に、特別会計の歳入決算について御説明いたします。

こちらの横長の薄手の資料、平成25年度宮崎県歳入歳出決算書をごらんください。

資料の中ほどにブルーの仕切りがありますけれども、特別会計の1ページをお開きください。

小規模企業者等設備導入資金特別会計ですが、歳入合計は、ページの中段にありますとおり、調定額17億1,054万3,442円、収入済額15億8,515万5,989円、収入未済額1億2,538万7,453

円となっております。

特別会計の歳入決算は以上であります。

次に、主要施策の成果に関する報告書をごらんください。こちらの商工政策課のインデックスのところ、ページでいいますと、169ページをごらんください。

産業づくりの2、創造性のある工業・商業・サービス業が営まれる社会であります。ページ中ほどの施策推進のための主な事業及び実績により御説明いたします。

まず、新規事業「未来を拓く！みやざき経営者養成塾」であります。

この事業では、中小企業の若手経営者等を対象とした経営者養成塾等を通じまして、中小企業の経営力の強化を図るとともに、地域において中核となるリーダーの創出に取り組みました。25年度は延べ251人が養成塾等に参加し、経営能力の向上や地域リーダーとしての意識の醸成が図られました。

次の、中小企業融資制度貸付金ですが、これは信用保証協会、金融機関と連携し、低利の事業資金を円滑に提供するためのもので、25年度は319億8,219万1,000円の原資を金融機関に預託しました。

なお、新規融資実績は1,804件、189億383万1,000円でありました。

次の中小企業金融円滑化補助金は、県の制度融資を受けた中小企業者の信用保証料の負担軽減を図るために、信用保証協会に対して保証料の一部を補助するもので、25年度は1億3,431万7,000円の補助を行いました。

170ページをお開きください。

信用保証協会損失補償金であります。

県融資制度の代位弁済に係る信用保証協会負担分につきまして、損失補償契約に基づき、信

用保証協会に対し2,531万8,000円の損失補償を行ったものであります。

次の宮崎県産業振興機構損失補償金は、本県経済の安定及び雇用の確保を目的としまして平成15年度に設置しました宮崎県中小企業等支援ファンドの清算に伴い、損失補償契約に基づき、出資を行った宮崎県産業振興機構に対し8億9,376万4,000円の損失補償を行ったものであります。

次の中小企業団体中央会等補助金は、県中小企業団体中央会に対しまして、指導員等の人件費や組合指導事業への補助を、またその次の改善事業「小規模事業経営支援事業費補助金」は、商工会、商工会議所に対しまして、経営指導員等の人件費や経営改善普及事業等への補助を行ったものであります。

1つ飛びまして、「地域新産業・雇用創出推進」及び171ページの新規事業「地域新産業・雇用創出推進拡充」は、地域の多様な資源を活用しまして、新産業及び雇用の創出につながる取り組みを募集し、提案団体に委託をして実施したものであります。

次の小規模企業者等設備導入資金貸付金であります。小規模企業者の創業や経営基盤の強化に必要な設備導入のための資金の原資として、産業振興機構に対し1億5,000万円を貸し付けたもので、機構において20件、1億1,856万円の設備導入資金の貸し付けを行っております。

173ページをお開きください。

まちなか商業再生支援であります。商店街振興のための取り組みに対する助成及びまちづくりを担う若手商店街リーダーの育成を行うものであります。

25年度は小林市や串間市など、5市の10事業に対して助成を行い、リーダー育成については

川南町及び都農町にアドバイザーを派遣するなどの支援を行いました。

主要施策の成果については以上であります。

最後に、監査委員が出しております平成25年度宮崎県歳入歳出決算審査及び基金運用状況審査意見書の35ページをごらんください。

小規模企業者等設備導入資金特別会計につきまして、意見・留意事項がありましたので、御説明いたします。

一番下の意見・留意事項等の欄にありますとおり、「貸付金の収入未済額については、前年度に比べ減少しているものの、なお多額の収入未済があるので、今後とも引き続き償還促進についての努力が望まれる」との意見であります。

収入未済額につきましては、訪問、文書催告等により回収に努めているところであり、平成25年度には70万円を回収した結果、同年度末の収入未済額は1億2,538万7,453円となっております。引き続き、償還促進に努めるとともに、債務者の破産など客観的に回収が困難と認められる債権につきましては、不納欠損処理についても検討してまいります。

なお、監査における指摘事項につきましては、特に報告すべき事項はございません。

商工政策課は以上であります。

○佐野産業振興課長 産業振興課の平成25年度決算につきまして、御説明いたします。

決算特別委員会資料の2ページをお開きください。

産業振興課は、上から2番目の欄でございます。予算額は16億7,322万8,000円、支出済額は15億4,379万5,992円、翌年度への明許繰越額は1億1,444万5,000円、事故繰越額は462万5,000円、不用額は1,036万2,008円で、執行率は92.3%であります。

(目)の不用額が100万円以上のもの、執行率が90%を下回ったものでありますが、資料の9ページをお開きください。

ページの2行目、工鉦業振興費であります。不用額が951万3,296円、執行率が84.3%となっております。

不用額の主な理由は、経営革新企業応援事業等の実績確定に伴い、補助金等の執行残が生じたものなどでございます。

執行率につきましては、フード・オープンラボ整備事業等を翌年度に繰り越したことによるものでありまして、繰越額を含めると、執行率は98.8%であります。

続きまして、主要施策の成果の主なものにつきまして御説明いたします。

お手元の報告書の産業振興課のインデックスのところ、174ページをお開きください。

産業づくりの1の(1)産業間・産学官連携による新事業・新産業の展開であります。

まず、上から2番目の改善事業「産学官連携促進・共同研究開発支援」であります。

新産業の創出による産業振興を図るため、工業技術センター及び食品開発センターが中心となって、新産業創出のための10の研究会を運営するとともに、産学官グループの研究開発に対する支援などを行いました。

研究開発支援では新たに4件を採択し、継続分とあわせて5件を支援しております。

次の新規事業「東九州メディカルバレー推進強化」におきましては、東九州メディカルバレー構想の推進のため、医療関連機器製造の事業化を目指して県内中小企業が取り組む産学官による研究開発への補助、また販路開拓コーディネーターの設置によるマッチング支援を行ったほか、日本のすぐれた透析技術をアジアへ普及

するため、タイからの医療技術者4名を受け入れ、医療機器の操作研修等に取り組んだところでもあります。

次に、177ページをお開きください。

2の(1)工業の振興であります。

表の上から3つ目の新規事業「売上アップに挑戦！経営革新企業応援」は、県知事の承認を得た経営革新計画の実現のため、県内の中小企業等が取り組む新商品や新サービスの開発、販路開拓に要する経費の一部を補助することにより、計画達成の支援を行うもので、18件に対して補助金を交付したところでもあります。

次に、178ページをお開きください。

上から2番目の新規事業「チャレンジ新商品開発フード・オープンラボ整備」は、県内の食品関連企業がマーケットニーズに合った新商品開発などにチャレンジしやすい環境を整備するため、食品開発センター内に衛生基準を満たした総菜等、菓子等、清涼飲料水の3種類の加工製造室を有するフード・オープンラボの整備事業を実施したところでもあります。

その下の新規事業「売れる商品をつくる！食品産業試作品ブラッシュアップ」であります。

これは、食品加工企業の効率的かつ効果的な商品開発を支援するため、宮崎空港ビルにチャレンジショップを設置し、試作品の展示販売を通じて、消費者ニーズの収集、把握を行うことで、各企業の商品力を高める支援を行ったところでもあります。

次に、その下の新規事業「成長分野で売上アップ！病院・福祉施設向け加工食品参入支援」であります。

これは、今後成長が見込まれる県内の病院・福祉施設における給食等の業務用加工食品分野に対する食品製造企業の参入を促進するため、

病院・福祉施設及び食品製造企業の実態調査を行い、その情報をデータベース化するとともに、マッチング会等を実施したところでもあります。

次に、その下の工業技術研究開発及び、またその下の食品開発センター研究開発であります。

工業技術センターにおきましては、廃棄物のリサイクルに関する研究や機械及びエネルギーシステムの研究開発など11テーマの研究開発を、また食品開発センターにおきましては、農林畜水産物を用いる食品開発に関する研究など5テーマの研究開発を行ったほか、それぞれのセンターで、企業からの依頼試験や技術相談等に対応したところでもあります。

次に、182ページをお開きください。

(2)の商業・サービス業の振興であります。

表の一番上の改善事業「先端技術に対応できるICT人材養成」であります。急速な進展を続ける情報化時代に対応できるICT関連企業の即戦力としての人材養成を図るため、求職者21名を雇用し、座学と職場研修を実施したところでもあります。

研修に参加した21名のうち、16名はICT企業などに雇用されております。

次に、その下の新規事業「攻めの経営！中小企業ICT活用支援」であります。

インターネットが急速に普及した今日、顧客管理等の経営管理や製造業における生産性向上を図るため、ICTを活用する割合が高くなっておりますことから、ICT企業に委託を行い、ICT相談員2名を雇用し、経営効率化や生産性向上を図る県内中小企業等を支援するための研修会や巡回・電話相談を実施したところでもあります。

以上、主要施策の成果について御説明申し上げます。

なお、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

産業振興課は以上でございます。

○津曲企業立地課長 それでは、企業立地課の平成25年度の決算について御説明いたします。

本日の委員会資料、2ページをお開きください。

企業立地課は、上から4番目の欄であります。一般会計予算額4億3,922万4,000円、支出済額4億668万7,871円、翌年度への明許繰越額は626万8,800円、不用額が2,626万7,329円、執行率は92.6%となっております。

(目)の不用額が100万円以上のものがございしますので、この資料の15ページで御説明をしたと考えております。

上側のページ、真ん中あたりに(目)工鉦業振興費がございします。不用額は2,626万4,835円でございます。

この主な理由であります。この表の下から2段目、負担金・補助及び交付金の中に含まれます企業立地促進補助金の不用額が2,400万円余りございます。

これは、補助金の申請額が当初の見込みを下回ったものもございしますが、特徴的な動きは補助金申請の時期を先延ばしというのがございします。

そこで、この補助金につきまして、簡単に御説明をしたいと考えています。

補助金は大きく分けると、2つの種類がございします。

まず、1つ目は、企業進出に要した経費の一部支援を行う投資割補助金と、2つ目が、本県で新たに雇用いただいた人数に応じた雇用割補助金でございます。

これらの補助金申請は、例えば普通の製造業でございますと、調印式など立地企業の認定の日から5年以内に操業を開始し、そしてさらにその操業開始後1年以内に1回だけ申請をすることできるという仕組みになっております。

1つ目の投資割補助金につきましては、要した経費に応じて助成金額が決まりますので、申請時期は問題になりませんが、2つ目の雇用割補助金につきましては、雇用者1人当たり50万円から15万円、業種などで助成額が決まっております。申請をされる時点の雇用されている人数に応じて補助金額が変わりますので、雇用人数が多いほど企業にとっては有利な申請という格好になります。

このため、私たち企業立地課におきましても、この補助金の申請時期やその申請金額は予算執行にさまざまな影響がございしますことから、企業さんとは緊密に連絡を取り合って調整をしております。

昨年は年初めから景気が上向き基調になるにつれ、各企業さんにおかれては、今後、仕事がふえるかもしれない、そしたら雇用人数をふやすことができるかもしれないというような動きがあらわれてまいりました。

そのような中、企業さんから私どもに、申請時期をもっと先に延ばしてよろしいのかという相談がふえてまいり、結果として、企業側の経営判断により、25年度中に補助金申請をされず、不用額として残ったものもございします。

なお、目の執行率が90%未満のものはございしません。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

報告書、企業立地課のインデックスのところ、190ページになります。広げていただきます

と、左側、中ほどの表をごらんください。

まず、企業誘致推進ネットワーク拡充でございます。

企業さんに本県に立地してもらうためには、候補となる企業さんに本県のすばらしい環境を詳しく御説明し、本県に興味を持っていただくということが非常に大事でございます。

このため、私ども企業立地課、並びに東京、大阪、福岡の各県外事務所の県職員に加えて、豊富な経験や幅広い人脈がございます民間企業OBの方を企業誘致コーディネーターとして、東京2人、大阪と愛知県に1人ずつ配置し、積極的な企業訪問、本県への誘致活動を進めております。

コーディネーターの訪問実績は、ごらんの548の企業でございました。

次に、立地企業フォローアップ対策強化でございます。

本県に進出していただいた企業を県外に出さないこと、あるいは工場増設や新規雇用を促進していただくため、フォローアップ訪問事業を行っております。

昨年度は、企業さんの県内事業所や県外の本社や、あるいは親会社など、延べ329の企業を訪問し、会社の現状をお伺いするとともに、それぞれの要望や相談事項につきまして、市町村や関係機関と連携して対応に努めたところでございます。

最後に、企業立地促進補助金であります。

補助金の申請がありました26の企業に対して2億7,500万円余りの補助金を交付いたしております。

これらさまざまな企業立地活動を展開しました結果、右側のページ上の段でございますが、25年度の実績値の欄をごらんください。

新規の企業立地件数は31件、うち県外からの新規立地企業が9件、合わせて1,598人の最終雇用が予定をされております。

次の施策の成果等ではありますが、④のところをごらんください。

本県の豊かな農林水産資源を活用いたします食品関連産業や、市街地中心部の事務所ビルでコンピューター関連のさまざまな業務を行う情報サービス産業など4つの分野に力点を置いた積極的な立地活動を展開してまいりました。

今後も引き続き、フードビジネスの推進や東九州自動車道の開通を追い風に、本県への企業立地活動をより一層積極的に取り組むこととしております。

主要施策の成果につきましての説明は以上でございます。

なお、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はございません。

企業立地課は以上でございます。

○岩下主査 説明が終了いたしました。

委員の皆様から質疑はございませんか。

○太田委員 3つほどあります。

1つ目ですが、主要な成果に関する報告の170ページ、この上から2段目の宮崎県産業振興機構損失補償金のことです。これは、24年度はなかったということで、25年度に発生したということだろうと思いますが。内容等では6企業ありまして、1,900名の従業員の救済を図ったというか、そういう面では貢献されておることだろうと思いますが。去年、24年度はゼロで、ことし、25年度は6件ほどふえたと理解すれば、今の経済動向で何か論評されることがあるんでしょうか。

○川畑金融対策室長 この宮崎県産業振興機構損失補償金ですが、平成15年に一時的に経営に

支障が生じた県内の中核的な企業に、ファンドを設立しまして経営の支援を行ったものでございまして、事業期間が平成15年の9月から平成25年の9月となっております。10年間の期間が終わりました、清算を行ったため、損失補償が生じております。なので、景気動向云々という話ではございません。

○太田委員 平成15年以降の全体のまとめというように感じていいんですかね。

○川畑金融対策室長 10年間の清算が終わったため、損失補償を行ったものでございます。

○太田委員 はい、わかりました。

それと、2つ目ですが、今度は監査委員の意見書のほうの35ページの小規模企業者等設備導入資金特別会計。破産もされたりということで、不納欠損などもされるということで、取り立てというのは、なかなか現実的には難しい状況があると思います。これについては返済を迫るわけですが、この分について保証人とか、そういった制度はないんですかね。

○川畑金融対策室長 この延滞になっている7件、1億2,538万7,453円につきましてなんですが、回収の取り組みは文書催告、訪問等により行っております。昨年度は1件の回収を行っておりますが、こちらについては保証人もいらっしやるんですけれども、昭和30年代、40年代、50年代と、かなり前の債権が多いものですから、保証人につきまして、資力がある方ない方がいらっしやるというような状況でございます。

○太田委員 はい、わかりました。

大変だろうと思いますが、それともう一つ、最後の質問ですが、今度は決算委員会資料のほうの15ページ、企業立地課のほうへの質問ですけど。先ほど補助金の説明がありましたが、雇用割補助金については先延ばししたほうが有利

になるんだよということで、企業のほうでそういう判断をされ、行政のほうと相談して先延ばしされたということでの執行残、不用額であるわけですけど。25年度に先延ばしをされて、26年度にその分はほとんど執行するというところで理解してよろしいですか。

○津曲企業立地課長 先ほど御説明させていただきましたが、立地調印を行ってから5年以内に操業開始したら、1年以内に申請してくださいというものですから、25年度に先延ばししたのが、すぐ翌年度に来るかどうかは一定じゃないと考えております。

○太田委員 そういう意味なんですね。はい、わかりました。

○岩下主査 ほかに御質問ありませんか。

○宮原委員 商工政策課の、まちなか商業再生支援事業ということで、どこの商店街も大変厳しい状況にあるというふうには思うんですけど、こうやって助成事業、5市、10事業と書いてあります。リーダー育成もされている中で、成果については、商店街の活性化に一定の成果が得られたということになっているんですけど、簡単にこれやったからといって成果が出るものではないと思いますが、一定の成果、例えばこうなりましたというものがあればお聞かせをいただけるとありがたいと思います。

○田中商工政策課長 このまちなか商業再生支援事業、御指摘のとおり、5市10事業を行っております。内容としましては、いろんなプランの作成も含みますし、あるいは空き店舗対策、それからチャレンジショップの支援とか、イベントの支援、そういったものをやっているところでございます。

例えば、今、延岡市あたりでは駅前商店街を中心にいろいろ再開発の動きもあるんですけれ

ども、その中で、チャレンジショップの出展者に対しまして支援を行いまして、また新しい商業者が入ってきて活性化につながるという事例もごございます。えびの市でも京町温泉駅周辺を中心にしましてチャレンジショップ、レストラン、カフェレストランの出展とかを行って、また新たな商店者が来たことによって、全体が元気が出てくるというような動きも出てきております。

そのほか、いろんなイベントの支援とかも含めて、やっぱり若手の商店街のリーダーの方々やる気になっていただくということにもつながってきていると思っております。商店街はなかなか厳しい状況なんですけども、今後もういったリーダーの育成を含めまして、いろいろ支援をして中心市街地の活性化が図られるように努めてまいりたいと考えております。

○宮原委員 今、説明があったように、チャレンジですから、チャレンジをするということとはわかるんですけど、いろんな助成をされるというふうに思いますが、例えば年数が決まっていれば助成が切れた段階でも、実際に継続的にやれる状況にありますかね。

○田中商工政策課長 現実的には1年間の補助が終わりますと、なかなか収支が成り立たないというところで撤退される商業者もごございます。

ただ、中には継続される商業者もありますので、そこら辺はいろいろ息の長い取り組みをしなければいけないなと思っているところでございます。

○宮原委員 成果が出るように頑張ってもらいたいと思います。

あと産業振興課で、「売れる商品をつくる！食品産業試作品ブラッシュアップ」ということで、空港ビルに出展をされていたのを見ましたけ

ど。622万円の売り上げになりますが、これがいい結果につながっていかねばならないと思っておりますが、実際やられてみて、現状としては、売れる方向が見出せたとか、そういうものがあるのか、そこ辺をお聞かせいただけますか。

○富山産業集積推進室長 この事業は、空港の1階のチケット売り場、カウンターの向かって左手のほうのスペース——実際は24平米ぐらいなんですけども——をお借りいたしまして、県内の中小企業の食品製造メーカーさんがつくられた1年以内の新商品をそこに並べて、調査員も配置しながら、お客様の御意見等を伺って、ニーズ、感想を企業さんにフィードバックして、商品のブラッシュアップを図っていこうとするものでございます。

ここに書いてございますように、延べで49企業が参加いたしました。調査回収も3,000枚を超えて、多くの情報が寄せられたわけなんですけども、味の吟味であるとか、あるいはパッケージの吟味であるとか、表示の仕方であるとか、そういったことに改善が見られました。

ここはどうしても空港ですので、お土産物という観点からの御意見が多うございまして、幾つかの例を挙げますと、例えば瓶入りであると重いのでチューブ入りに変えた後、売り上げがアップしたというような事例もございまして。あるいは地鶏の炭火焼き、これが実は最も売れ行きが多うございまして、人気商品なんですけれども、これについては地鶏の炭火という特徴をよりはっきりと消費者の方にわかるようなデザインのパッケージに切りかえてから、売り上げが伸びたというようなこともございます。

あるいは、小さなパッケージのおかず味噌で、いろんな種類のある商品があったんですが、種類を幾つか、4つとか5つとか、セットにして

出してもらいたいという声がありまして、そのようにしたところ、それも好評だったと。そういうことで、具体的な事例が幾つも出てきております。

また、この事業の一環といたしまして、ブラッシュアップされた商品を関東圏の大きな展示会に出展いたしまして、そしてその動向を見ることがもございまして、そこでもその成果がしっかりあらわれて、商談につながった事例も幾つか出てきておりますし、引き合いもかなり多かったというふうになっております。

こういった一つ一つは細かなことなんですけど、そういったことをしっかり企業さんのほうにフィードバックして、消費者がどういうふうを考えているのかをしっかりと把握していただいた上で、常に改善をしていただきたいと思います。以上でございます。

○宮原委員 はい、よくわかりました。1つでも2つでも、何か目を引くような商品ができて、宮崎の炭火焼きという一つのものでも、いろんな業者さんが競ってつくることで、結果的には認知度も広がるのかなと思いますので、出展されるということであれば、1社がつくるよりも、いいものであれば、複数で競うような状況もつくるほうがいいのかなと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

あと企業立地のほうで、いろいろコーディネーターを毎年お願いされて、企業誘致を図っているということなんですけど、新規企業立地が実績値で平成25年が31社。そのうち県外が9社ということでもいいんですね。ということは、あとの残りは県内の企業が進出をしたということでもいいんですね。

○津曲企業立地課長 はい、そのとおりでございます。

○宮原委員 別の県で話を聞くと、県内企業が進出したのはカウントしないようなところもありますよね。例えば工場の増設というの、宮崎県の場合、立地になっていましたよね。

○津曲企業立地課長 はい、そのとおりでございます。新たな土地に動かれる場合もございまして、同じ敷地の中で増設される場合もございまして、同じようにカウントしている理由というのは、やはり新たな雇用を生むという観点から。工場がふえていきますと、その分、雇用があります。雇用があるから認定をさせていただいているというところもございまして。

○宮原委員 このコーディネーターの皆さんが努力をされているし、県の職員を合わせると、1,666社を訪問されているということになりますけど、当然この県外から企業が入ってくる場合は、訪問したようなところから進出が入ってくるものですか、ぼんと入ってくるようなことというのもあるんですか。

○津曲企業立地課長 ぼんと入ってくるのを期待しているんですけど、なかなかそうはいきません。それで、まず訪問をし、それからある程度理解をいただいたら、宮崎においでいただきまして、企業さんが求められる候補地みたいのを少なくとも二、三カ所は見学していただいて、そして意見交換をさせていただいて。最後に結局何件かライバルが残ります。準々決勝があつて、決勝があるんですけど、そこでうまくいきますと、31の中に入るといような現状でございます。

○宮原委員 はい、わかりました。

○後藤委員 174ページの東九州メディカルバレー構想、地域医療産業研究開発。延岡はメディカルタウン構想等でやられていまして、県単と延岡の事業との連携、整合性というか、相乗効

果というのはどういうところで図られているかということをお聞きします。

○富山産業集積推進室長 延岡市におかれましては、メディカルタウン構想を掲げられまして、いわゆる東九州メディカルバレー構想のメインステージだという意気込みで、頑張っていたいております。

また、昨年は延岡市と日向市、門川町の2市1町で、県北部医療機器関連の産業振興の協議会をつくっていただきまして、さらに東九州メディカルバレーと一緒に進んでいこうという体制もつくっていただきました。

具体的には、例えばセミナーを共同開催するとか、あるいは東京の本郷で、医療機器の製造販売業の企業さんがたくさんいらっしゃいまして、県内の医療機器、物づくり企業さんとお見合いの場を設定したんですが、そのときも、県北の協議会、メディカルタウン構想を進める延岡市と、県とが一緒になって共同で開催をいたしました。

それから、これは今年度なんですけれども、MEDTECというアジアで最大の医療機器関連の展示会があるんですが、昨年度は4月に県単独で実施したんですが、今年度当初の4月に開催したときには、延岡市を初めとする県北協議会とも連携して、いつもよりもブースを2倍に設けて実施したということで。延岡市だけではないんですけれども、延岡市の方々とともに連携を密にしながら推進をしているところでございます。

○外山委員 173ページの事業で、川南と都農にアドバイザーを派遣して、若手商店街リーダーの育成を図ったと。この後、リーダーたちがどういう活動、活躍をしているか、そこのところはどうなんですか。

○田中商工政策課長 このリーダー育成なんですけども、これは3カ年やっております、今回が一応最終年度になるわけなんですけども。SWOT分析と言いまして、若手の商店街の方々が集まっていたかまして、商店街の強みですとか弱み、脅威、チャンス、そういったものをそれぞれの方で、グループで分析をしていただいて、まず自分のところの商店街をしっかり分析していただく。それを発展につなげるためにはどうしていただくかというのをしっかり議論していただく、そういった活動をしております。

この研修、リーダー育成が終わった後につきましても、翌年度フォローアップという形で、参加された方々をまた集めまして、いろんな勉強会もやったりしております。地元でも、そのときの活動に基づいて実際に商店街をどうしていくのかと動き出す、そういうことにつながっているところでございます。

○外山委員 せっかくリーダー育成をやったら、フォローアップというか、ことしどういう動きをしておるかということをきちっとフォローしていって。活性化のために動いてもらわないと、やった事業の意味がないから、またそこところを見ていっていただきたいと思います。

それから、177ページに、売上アップに挑戦というのがあります。計画に基づく、新商品・新サービス等の開発と書いてあるけど、いろんな企業がいっぱいある中で、ここで支援する企業はどうやって探して支援したんですか。

○佐野産業振興課長 この経営革新関係の企業につきましては、中小企業新事業活動促進法というのがございまして、これは平成11年度から現在に至るまで、法律に基づいて、一定の要件を満たす企業に知事の認定を与えるという形になっておりまして。そういった企業に対して、

この経営革新企業応援関係の補助金申請があれば、審査をして助成をするという形になっております。

○外山委員 まず講座を開いたんですか。いや、何か講座を開くということと言われなかったかな。いろんな企業がみんな同じようなことを考えておると思うんですよ。そこでどうやって見つけるか。

○佐野産業振興課長 ちょっと説明が悪かったのかもしれませんが。確かにいろんな企業がございしますが、例えば新商品をつくるとか新サービスを始めるとか、そういった経営を革新したい企業が、法に基づいて、知事の承認を受けた計画に基づいて事業を実施していく場合に、補助金の助成ですとか、あるいは融資を受けられるような制度になっております。

ですから、そういったものに基づいて、補助金が適正である、あるいは助成するのが適正であると判断された場合は、審査会のほうで決定をしていただいて、助成を行うというような形にしております。

○外山委員 ということは、知事の承認を得るために、こういうことをやりたいということで県のほうに申請をしてきた企業の中から見つけていくということですか。

○佐野産業振興課長 はい、そのとおりでございます。

○外山委員 そうすると、そういう国の制度があるということを企業側がわかっていないと、申請が出てこないですよ。そこ辺のPRというか、周知徹底はきちっとできておるんですかね。

○佐野産業振興課長 先ほども申し上げましたけれども、この制度が、法に基づいて平成11年度から実施されているということで、ある程度

県内企業さんのほうには周知ができてい部分はあるかと思えます。県のほうでも、さらにそういった周知を呼びかけるということで、ホームページ上で周知を試みたり、あるいは県の産業振興機構のほうで、アドバイザーとかコーディネーターとかがたくさんおりますので、そういった方が企業からの相談に応じる場合にこういった制度があるよといった形で周知をさせていただいております。

○新見委員 主要施策の成果に関する報告書の182ページと183ページですが。産業振興課の分ですけれども、まず182ページの一番上の「先端技術に対応できるICT人材養成」の一番右端の、主な実績内容等は「求職者を雇用し、ICTの先端技術に対応できる人材を養成する」という書き方をしております。これだけを読むと、どこかの企業が職を求めている人を雇用して、その人をICTの専門家にする研修というふうに捉えられますが、183ページの施策の成果等の①を見ると、求職者を対象とした、要するにまだ職が決まらないうちにICT人材養成研修をするというふうにも捉えられたんですけど。どっちが正しいのかよくわからないので、教えてください。

○佐野産業振興課長 182ページの改善事業「先端技術に対応できるICT人材養成」につきましては、国の緊急雇用創出基金を活用した事業でありまして。先ほど委員がおっしゃいましたように、求職者をICT企業が一回雇用をして、自社の中で研修ですとか、OJTのような形で、業務をやりながら先端技術に対応できる人材を養成していく。そういった一定の研修期間を終わりましたら、引き続き継続雇用をしていただくか、他の企業さん等に就職をあっせんしていただくような形で雇用の創出を促すという事業

でございます。

○**新見委員** では、先ほど16名が雇用されたという説明でしたけども、それは、企業の中で研修を受けて、そのまま雇用に結びついたのか、別のところに派遣されたのか、どちらでしょうか。

○**佐野産業振興課長** この16名につきましては、もちろん継続雇用もございますが、その他の企業さんにも雇用されているという状況でございます。

○**新見委員** もう一点、その3つ下の、コールセンター人材養成強化事業はコールセンターへの就職支援研修ということで、受講者が96名ですけども、このうち何らかのコールセンターに採用された人数というのはわかるのでしょうか。

○**佐野産業振興課長** 資料にありますように、研修を8回ほど実施しまして、受講者は96名あったわけですが、そのうち就職された方が51名、またその中でコールセンターに就職された方は38名いらっしゃいます。

○**新見委員** 残りの方々は、研修を受けたけども、別の業種に就職されたということですかね。

○**佐野産業振興課長** 就職された51名のうち38名がコールセンターで、それ以外の方は、それ以外のICT企業等に就職されたということでもあります。

○**宮原委員** 170ページの12億幾らかの小規模事業経営支援事業補助金。商工会等の50団体に補助金ということで、全て257人の経営指導員と事務局長の人件費ということでいいのでしょうかね。

○**田中商工政策課長** ここに書いてありますとおり、経営指導員、あるいは事務局長の人件費と、それから巡回指導、窓口指導を利用する経費、人件費と事業費も含んでおります。

○**宮原委員** 事業費も含んでいる。

○**田中商工政策課長** はい。

○**宮原委員** 今、商工会がどんどん数が少なくなってきて、商工事業者の数が少なくなると、当然、指導員を何人置かなければならないとか、そういう基準があると思うんですけど、そういう基準から事業者がどんどん減ってくれば、こういった指導員であったり事務局長の数というのは、おのずと減ってきますよね。そういうことでいいんですか。

○**田中商工政策課長** 経営指導員とか、事務局長の補助に関しましては、基準がございますので、その基準に合致したところに補助を出しているということがございます。今現在、商工業者がどんどん少なくなってきているということで、商工会の数とかは変わらないんですけども、その中で働いていらっしゃる方、例えば事務局長とか、あるいは経営指導員とか補助員の方々は、基準に合わなければ減るということも出てきております。

○**宮原委員** 事業のところを見ると、県単となっていますから、県単独事業でいいんですよ。

○**田中商工政策課長** 以前は国庫補助だったんですけども、今は地方交付税のほうで措置されているということでございます。一般財源化されているということでございます。

○**宮原委員** ということは、例えばそういう基準があっても、県として必要だと認めれば、それは、その基準より下がっても出せるということでいいのでしょうかね。

○**田中商工政策課長** 基本的には、県のほうで基準を決めておりますので、その基準に合致したところに補助を出しているところでございます。

○**宮原委員** そうしたときに、今度は人数が257

人という数字に達してしまうと、当然、人数があふれてしまうというか、必要でないとなったとき、その方にやめていただくというか、退職いただくということになるんですかね。

○田中商工政策課長 現実には、定年といいましょうか、一旦60歳で定年になるんですけども、65歳までは再任用できるようになっております。基準を下回った場合でも、65歳になるまでは設置を認めているというところもございません。

○宮原委員 はい、大体わかりました。平成26年度の当初予算額も出ていて、ここがふえているので、逆に言うと、そういう部分に力を入れているんだろうなと。これは決算ですからあれですけど、そういうふうに見れるのかなというのは感じたところでしたので、ちょっとその辺だけ聞かせてもらったところでした。

○渡辺副主査 ワンテーマだけ伺います。報告書の177ページ、産業振興課の部分で、東京フロンティアオフィス運営というのが出ていますが。ちょっと不勉強で、何年度から開始した事業なのか。24年度の額が出ていますから、少なくとも24、25年度とやっているんだと思うんですが。今、12企業ということですが、そもそもキャパとして何企業が入れるぐらいのものなのかということと。恐らく制度の狙いは、フロンティアで出ていくわけですから、東京で新しい販路の拡大だったり、事業拡大ができるようにと望んでいって、できれば早い段階で、自前で事務所を構えて東京で仕事ができるというのが望ましいと思うんですが、実態として回転率というか、出ていった12企業がそのままずっと使い続けているのか、一旦このオフィスを使って、そんな形で展開が図られているような企業があるのか、その辺の実態はいかがなんでしょうか。

○佐野産業振興課長 東京フロンティアオフィスの運営関係ですが、これは17年8月にオフィスを開所しております。

それから、延べ32社がこのオフィスを活用しておりますが、キャパ的なものを言いますと、個室が4部屋、ブースが8つございまして、企業さんとしては12社、一度に入れるという形になっております。先ほど言いました延べ33社、これまで活用しておりますけれども、自立して東京のほう等で事務所を設けているところが7社ほど。撤退、あるいは活動縮小したのが14社ほどございます。

○渡辺副主査 うまくいった7社と伺いますか、東京でオフィスを開いた7社というのはどういう会社があるのか、もしくは業態としてどういう県内の企業がうまくいきやすい状況にあるのかがわかれば、差しさわりがなければ、その辺をお伺いできればと思います。

○佐野産業振興課長 例えば前田エンジニアリングさんとか、富乃露酒造さん、スパークジャパンさん、宮崎県ソフトウェアセンターさん、宮崎南印刷さん、ケイ・イ・エスさんという情報通信の関係の企業、それとテクノマートさんといったところ。情報通信産業が意外と多いということでございます。

○渡辺副主査 最後に、その個室等、ブース等、お幾らぐらいで借りられるものなんですか。

○佐野産業振興課長 個室4部屋のほうは大体22から23平米ございまして、月額で5万3,000円から5万6,000円。それからブースのほうは8つありますが、大体6平米の広さで月3万円ということになっております。

○渡辺副主査 はい、わかりました。ありがとうございます。

○岩下主査 ほかにございませんか。

○新見委員 先ほどちょっと聞き漏れたんですけども、報告書の170ページと171ページですが、商工政策課の分ですけども、170ページの一番下と171ページの一番上に、地域新産業・雇用創出推進と推進拡充の事業があります。2つの事業を合わせて15件の採択になっていますが。この採択団体についてはこちらの予算、これはこちら、というふうに振り分けてあるんですかね。

○田中商工政策課長 この2つの事業ですけども、厚生労働省の緊急雇用基金を活用した事業でありまして、事業内容は同じでございます。

ただ、推進、最初のほうの事業は、平成24年度の11月補正で予算措置したものでありまして、24年度から25年度にかけて実施したもので、あとのほうの拡充事業のほうは25年度の当初予算で予算化措置したものでございます。それぞれ事業を採択しておりまして、9件、6件というふうに、それぞれ採択をしているということでございます。

○新見委員 特に内容によって振り分けるとか、そういうことじゃないんですね。はい、わかりました。

○岩下主査 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下主査 それでは、以上をもって、商工政策課、産業振興課、企業立地課の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時36分休憩

午後2時45分再開

○岩下主査 それでは、分科会を再開いたします。

これより、労働政策課、観光推進課、オールみやざき営業課の審査を行います。

平成25年度の決算について各課の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、3課の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○久松労働政策課長 それでは、労働政策課の決算について御説明いたします。

決算特別委員会資料の2ページをお開きください。

当課の平成25年度一般会計の決算額は、予算額50億2,498万2,000円、支出済額49億2,031万5,624円、不用額1億466万6,376円、執行率は97.9%であります。

次に、(目)の不用額が100万円以上のものについて御説明いたします。

少し飛びまして、11ページをお開きください。

上から3段目の(目)労政総務費であります。不用額は8,686万4,637円となっております。

主な理由であります。緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費により実施しました市町村補助事業や起業支援型地域雇用創造事業において、新規雇用失業者の中途退職等に伴いまして、委託料や補助金などに不用額が生じたものであります。

次に、1枚めくっていただきまして、13ページをごらんください。

中ほどの(目)職業訓練校費であります。不用額は1,701万1,562円となっております。

主な理由であります。離職者等の再就職の促進をするため、委託訓練におきまして、委託先へ支払う就職率に応じた報奨金が見込みを下回ったことなどにより報償費に不用額が生じたこと、また委託訓練の受講者数が見込みを下回ったことにより委託料に不用額が生じたことなどによるものでございます。

なお、執行率が90%を下回った(目)につき

ましては、該当はございません。

平成25年度の決算については以上であります。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

資料をかえていただきまして、主要施策の成果に関する報告書の労働政策課のインデックスのところがございますが、184ページをお開きください。

まず、産業づくりの4の(1)の産業を支える人材の育成・確保であります。

主な事業について御説明いたします。

1段目の認定職業訓練助成事業費補助金であります。認定職業訓練校14団体へ運営費の一部を補助し、中小企業で働く労働者に対する職業訓練を支援したところであります。

次の技能向上対策であります。小中学生等への技能体験教室や高校生等への熟練技能士による技能講座などを行い、約1,100名の将来を担う若者などの物づくりへの関心の醸成等に努めたところであります。

また、技能まつりを開催いたしまして、産業を支える技能や技能士に対する県民の意識の高揚に努めたところであります。

次の185ページ、県立産業技術専門校であります。

西都市の本校では、高等学校卒業者以上の方を対象に電気設備科など4学科で、1、2年生を合わせて118名に対し、職業訓練を行ったところであります。

また、分校の高鍋校では、中学校卒業者以上の方を対象に建築科など3学科、13人に対し1年間の職業訓練を行ったところであります。

委託訓練につきましては、パソコン事務等68の訓練コースを設けまして、離職者や母子家庭の母等を対象として、合計1,175名の方に職業訓

練を実施し、早期の就職促進に努めたところであります。

次に、1枚めくっていただきまして、187ページをごらんください。

(2)の就業支援と職場環境整備であります。

2段目の若年者就職支援強化であります。ヤングJOBサポートみやぎきにつきましては、業務を民間に委託し、若年求職者に対し、就職相談や職業紹介を行うとともに、就職活動に必要なマナーや基礎知識を学ぶセミナーの開催などを通じて就職支援を行ったところであります。

次の、出会い応援！県内就職サポートであります。大学3年生等を対象としたインターシップや企業見学会を実施しまして、県内企業への理解を深める機会の創出を図ったところであります。

一番下の改善事業「宮崎で働く！UIターン推進」であります。ふるさと宮崎人材バンクの運営や県内外の就職説明会の開催等によりまして、県内企業と求職者のマッチングに取り組んだところであります。

次の188ページをお開きください。

1段目の緊急雇用創出事業臨時特例基金であります。厳しい雇用情勢を踏まえまして、地域における雇用・就業機会の創出を図るため、市町村へ補助を行い、500人の雇用の確保につなげたところであります。

次の若年者人材育成就職支援であります。これは人材派遣会社への委託により、若年者に対し、研修や短期就業の機会を確保することで、職業人として必要となる知識や技術の習得を図るなど、就職につなげるための支援を行ったところであります。

次の新規事業、起業支援型地域雇用創造であります。起業後10年以内の企業などによる新

分野の進出や事業拡大を支援することにより、失業者の安定的な雇用の創出に努めたところがあります。

最後に、一番下の段、労働福祉であります、九州労働金庫に貸付金の預託を行いまして、中小企業労働者等を対象とした低利の教育資金などの融資を実施することによりまして、県民の生活の安定と福祉の向上に努めたところであります。

主要施策については以上でございます。

なお、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書に関しましては、報告すべき事項は特にございません。説明は以上であります。

○孫田観光推進課長 観光推進課の平成25年度歳出決算について御説明いたします。

決算特別委員会資料の2ページをお開きください。

当課には、一般会計と特別会計がございます。

まず、一般会計ですが、上から5番目の観光推進課の欄をごらんください。一般会計予算額は9億2,590万8,000円、支出済額は9億1,396万8,707円、不用額は1,193万9,293円、執行率は98.7%であります。

また、その下の特別会計は、上から2番目の観光推進課の欄をごらんください。えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計と県営国民宿舎特別会計との合計になりますが、予算額は3億2,577万9,000円、支出済額は3億2,536万7,558円、不用額は41万1,442円、執行率は99.9%であります。

まず、(目)の不用額が100万円以上のものがありますが、資料の16ページをお開きください。

16ページ中ほどの(目)観光費であります。不用額が1,154万1,103円となっております。

これは、古事記編さん1300年記念神話ゆかり

の周遊ルート魅力発信事業等の委託事業や、魅力ある観光地づくり総合支援事業等の補助金の額の確定に伴う執行残などによるものであります。

執行率が90%を下回った(目)につきましては、該当ございません。

歳出決算の説明は以上でございます。

次に、特別会計の歳入決算について御説明いたします。

お手元の資料、宮崎県歳入歳出決算書の中ほど、横長の資料になります。

特別会計の5ページをお開きいただきたいと思います。

えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計でございます。中ほどの歳入合計の欄をごらんください。調定額が113万813円、収入済額113万813円で、収入未済額はございません。

次に、8ページをお開きください。

県営国民宿舎特別会計でございます。中ほどの歳入合計の欄をごらんください。調定額3億2,491万5,158円、収入済額3億2,491万5,158円で、収入未済額はございません。

特別会計の歳入決算につきましては以上でございます。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

お手元の主要施策の成果に関する報告書、こちらの観光推進課のインデックスのところ、192ページをお開きください。

産業づくりの3、活発な観光・交流による活力ある社会の(1)観光の振興についてであります。

主な事業について、施策推進のための主な事業及び実績欄で御説明いたします。

まず、表の一番上、コンベンション開催支援

推進であります。

これは、これまでのノウハウを生かし、41件のコンベンション開催支援を実施するとともに、アフターコンベンションの受け入れノウハウなどが蓄積されたところでもあります。

次の改善事業、神話のふるさとみやざき誘客促進につきましては、広告掲載などの知名度向上対策や国内外旅行会社等への旅行商品化を働きかけることなどにより、本県への観光誘客の促進を図ったところでもあります。

今年度につきましては、引き続き旅行会社等への旅行商品化に向けた支援や、宮崎カーフェリーの神戸港就航に伴うPR等に取り組むとともに、東アジア地域を中心に、知名度向上対策やホテル・旅館等におけるWi-Fi環境の整備への支援、大型クルーズ船の誘致などに積極的に取り組んでいるところでもあります。

次のページをごらんください。

表の一番上、魅力ある観光地づくり総合支援であります。

これは、市町村が行う観光拠点の整備など9件に対して補助を行ったものであります。

それぞれの地域において、観光資源の発掘や磨き上げの取り組みが進められ、観光地の魅力向上が図られたところでもあります。

次に、下から3番目、「宮崎を知ろう！100万泊県内観光活性化」であります。

これは、県内旅行商品の造成に取り組む地元旅行業者等への支援を行ったほか、スマートフォン利用者向け観光情報配信サービスの提供により、観光客の利便性向上や観光情報の充実等を図ったところでもあります。

次に、一番下の新規事業、教育旅行誘致強化であります。

これは、宮崎県ホテル旅館生活衛生同業組合

と連携し、旅行会社や学校関係者に対する誘致セールスや、招聘事業等に取り組みますとともに、本県の教育旅行素材を紹介したガイドブックの改訂等を行い、本県への教育旅行の誘致促進を図ったものであります。

次のページをお開きください。

表の一番上、スポーツランドみやざき総合推進であります。

これは、スポーツキャンプ、合宿誘致セールスや企業・大学・エージェンツ等の訪問、さらにはキーマン招聘事業などを実施したものであります。

その結果、平成25年度のスポーツキャンプ・合宿の受け入れ状況につきましては、データを取り始めた平成5年度以降、延べ参加人員が過去最高の実績となりました。

次に、表の真ん中、プロ野球キャンプ環境充実強化であります。

これは、複数の球団が練習試合を集中的に実施できる球春みやざきベースボールゲームズを昨年度より1球団多い6球団開催いたしまして、既存キャンプ球団の長期滞在と新たな球団誘致に向けたキャンプ受け入れ環境の充実を図ったところでもあります。

次に、表の一番下、新規事業「宮崎の魅力再発見！県民総語り部化推進」であります。

これは、県民に神話やゆかりの地をより深く知ってもらうため、リレー講座や神話のふるさと講演会、小・中・高校における出前授業の記みらい塾を実施したものであります。

次のページをごらんください。

表の一番上、新規事業、神話のふるさとみやざきブランド定着支援であります。

これは、地域において県民みずからが神話・伝説、伝統文化、史跡等を活用して企画実施す

る取り組みに対し支援を行ったほか、神話のふるさとみやぎきのブランド確立を図るため、首都圏の大学と連携した講座や神話ゆかりの県と連携したシンポジウム、PRイベントを開催したものであります。

198ページをお開きください。

(2) 県境を越えた交流・連携の推進についてであります。

南九州広域観光ルート連絡協議会につきましては、観光情報発信や南九州への教育旅行の誘致セールスを行ったほか、香港の旅行会社と連携した南九州チャーターツアーの販売促進など、国内外におきまして、南九州3県が連携した誘客活動を行ったところであります。

また、東九州自動車道の整備進展にあわせて、昨年、大分県と東九州広域観光推進協議会を設立し、旅行会社等へのセールス活動を行うとともに、今年度はNEXCOWest日本と連携した高速道路の割引キャンペーンの実施や東九州観光パンフレットを共同で作成したところであり、今後とも、南九州3県や東九州2県の一層の連携強化を図り、広域的な誘客促進を強化することにしております。

主要施策の成果に関する報告書につきましては以上であります。

次に、監査における指摘事項についてであります。

お手元の宮崎県歳入歳出決算審査及び基金運用状況審査意見書の42ページをお開きください。縦A4の資料でございます。

(8) 県営国民宿舎特別会計に関する審査の意見・留意事項等についてであります。

「県営国民宿舎は指定管理者制度を導入し運営を行っているが、高千穂荘の経常収支は、宿泊客数等が増加し、昨年度に比べ損失額は減少

しているものの引き続き損失を計上している。このため、利用者の確保や適正な管理運営等について、引き続き指定管理者と十分連携をとりながら、効率的かつ安定的な施設の管理・運営を行うことが望まれる」との意見をいただいております。

平成25年度の高千穂荘については、インターネット予約サイトの拡大等による集客対策の強化や記紀編さん関係の企画やPR効果等により宿泊客は増加したものの、光熱費等の高騰の影響もあり、引き続き損失を計上することとなったところであります。

このため、指定管理者においては、経費節減に取り組む一方で、利用者のサービス向上のため、さまざまな取り組みを行ったところであります。

県としましても、今後さらに効率的かつ安定的な施設の管理運営を図るため、適宜、指定管理者と協議を行うとともに、誘致宣伝活動を強化することにより、利用者の確保に努めていきたいと考えております。

観光推進課の説明は以上でございます。

○日下オールみやぎ営業課長 オールみやぎ営業課の平成25年度の決算につきまして御説明申し上げます。

決算特別委員会資料の2ページをお開きください。

オールみやぎ営業課は、上から6番目の欄でございます。一般会計予算額は2億9,492万1,000円、支出済額は2億9,200万280円、不用額は292万720円、執行率は99.0%でございます。

まず、(目)の不用額が100万円以上のものについてでございますが、資料の20ページをお開きいただければと思います。

ページの下ほどにございます(目)物産振興

費でございます。不用額は177万2,806円となっております。

主な理由でございますが、新宿みやざき館やみやざき物産館等のアンテナショップを活用した展示・販売等を通じて、県産品の販路拡大と定番・定着化を図っていく、県産品振興事業などにおきまして、修繕費などの執行残が生じたものでございます。

続いて、執行率が90%を下回った(目)についてでございますが、こちらについては、該当はございません。

続きまして、お手元の主要施策の成果に関する報告書につきまして御説明を申し上げます。

報告書のオールみやざき営業課のインデックスのところ、ページで申しますと、199ページをお開きください。

産業づくり、2の(2)商業・サービス業の振興についてでございます。

ページ中ほどの施策推進のための主な事業及び実績の欄をごらんください。

まず、伝統的工芸品振興でございます。

こちらの事業によりまして、伝統的工芸品の維持発展を図るため、新たに日向剣道防具1名及び都城木刀の2名、計3名を伝統工芸士として認定をしたところでございます。

続きまして、その下の、みやざき工芸品産業育成支援でございます。

こちらの事業は、工芸品についての市場のニーズにマッチした新商品の開発から県外への販路拡大に至るまで、さまざまな支援を行うものでございます。

具体的には、商品開発セミナーの開催や県外アンテナショップでの実演販売に係る支援、また工芸品の先進地への視察支援を行うとともに、県外の見本市への出展を支援したところでござ

います。

続きまして、その下の海外交流駐在員設置でございます。

海外交流駐在員を台湾の台北及び中国の上海に配置をいたしまして、貿易・投資等に関する情報収集や本県企業の海外活動の支援、また観光・コンベンションの誘致促進などに努めたところでございます。

なお、昨年6月に設置した香港事務所につきましては、農政水産部の予算から分任を受けて運営したものでございまして、平成26年度からは、新たに増員をいたしました1名分の予算を商工観光労働部において措置しております。

続きまして、200ページをお開きください。

新規事業でございます「アジアの活力をみやざきへ！海外展開サポート」でございます。

平成24年3月に策定をいたしました、みやざき東アジア経済交流戦略に基づいて、中国についてはバイヤーの招聘による商談会の開催、香港、台湾及びシンガポールにおきましては、国際見本市への出展、現地での宮崎のPRプロモーションなど、県産品の東アジアへの輸出拡大に向けた総合的な取り組みを行ったところでございます。

続きまして、その下、みやざき県産品販路拡大支援プロジェクトでございます。

こちらは、県物産貿易振興センターに委託をいたしまして、首都圏等で行われる大規模商談会への参加や新宿みやざき館、また、みやざき物産館等のアンテナショップを活用した展示・販売等を通じて、県産品の販路拡大と定番・定着化を図ったところでございます。

続きまして、202ページをお開きください。

産業づくりの3の活発な観光・交流による活力ある社会、(1)の観光の振興についてござ

います。

まず、表の一番上、改善事業、県外みやざき応援団活動強化についてでございます。

こちらは、県外在住で本県にゆかりのある著名人や本県に親しみを持っていていただいている県外在住者を、みやざき大使やみやざき応援隊として委嘱・認定し、本県の旬な情報を随時提供することにより、口コミ等による本県の魅力発信を図ったところでございます。

続きまして、上から2番目のオールみやざき営業チーム活動強化についてでございます。

本県の農畜産物や特産品、観光などの魅力を効果的にアピールするため、東京・大阪・福岡の各都市圏におきまして、本県の魅力を集中的にPRする「みやざきweek!!」を実施するとともに、本県特産品フェア等を大手民間企業と協力をしながら開催をしたというところでございます。

また、本県のシンボルキャラクターみやざき犬につきましては、イベントの出演回数、イラストの使用件数ともに一昨年度より大きく増加するなど、県内外においてさらに浸透をしてきたところでございます。

また、本県の食と旅の魅力を紹介した情報誌Jajaを作成しPRするとともに、マスメディアを活用するなど、さまざまな機会を捉えまして、本県ならではの旬な情報を全国に発信したところでございます。

今年度も引き続きまして、「みやざきweek!!」を初めとした企業等とのコラボレーションの実施やみやざき犬を活用した県外への情報発信に取り組んでいるところでございます。

主要施策の成果の説明は以上でございます。

なお、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書に関しましては、特に報告すべき事項はご

ざいませぬ。

オールみやざき営業課からは以上でございます。

○岩下主査 説明が終了いたしました。

委員の皆様から質疑はございませんか。

○太田委員 主要の成果に関する報告書の184ページ。認定職業訓練助成事業補助金の関係がありますが、認定職業訓練校のイメージがちょっとわからないものですから、実名でも上げられるならどういふものか。それとそういった14団体に運営費を出されたということですが、所在地としては、宮崎県内各地に散らばっておるものなのか、そのあたりはどうでしょうか。

○久松労働政策課長 認定職業訓練法人につきましては、一定の基準で知事が認可をする法人がございまして、職業訓練、中小企業の団体が集まったり、事業主が集まって法人をつくって、一定の訓練をする基準がございまして、それができるといふところで認可をしております。そういうところが県内、例えば宮崎ですと、職業訓練法人宮崎職業訓練会とか、日南でございまして、同様の職業訓練法人の日南職業訓練会というような形で、地域ごとにいろいろ設置をされております。

それと、あと単独の事業で、和裁とか管工事とかといふところ、単独で組合員で学校を持っているといふところもございまして、県内各地に散らばって訓練をしております。

○太田委員 はい、わかりました。

資料のほうで11ページ、労働政策課のほうですけれど、これで基金を使ってやって、不用額がありましたといふことですが、その説明の中で緊急雇用創出事業特例基金、若年者人材育成就職支援といふところあたりでしようが、中途退職といふような説明がありましたが、意外と大

きいというふうに感じましたが、こういう場合の中途退職とかいうのはどんな事情によるものですか。

○福嶋地域雇用対策室長 11ページの不用額で言いますと、まず委託料のところ2,590万円余、こちらに若年者人材育成就職支援事業、それと起業支援型地域雇用創造事業の県事業分、それと2つ下の負担金・補助金の2,340万円余、これが基金事業の市町村補助金という形で、基金事業の執行残が生じております。

説明にありました雇用者の中途退職につきましては、通常の基金事業でありますと、最長1年間の雇用が可能になっておりますけれども、本人の御都合、例えば体調を崩されたりとか、そういったことでおやめになる方があったりとか、あるいは基金事業の場合にありがちなのが、雇用期間が若干おくれて、その分の空白が生じたとか、そういうのもあります。

退職に関しては、そこと折り合いが、ちょっと自分の考えたのと違ったと言ってやめる方もいらっしゃるし、その理由はさまざまでございます。

○太田委員 はい、わかりました。

○岩下主査 ほかにございませんか。

○宮原委員 労働政策課の中の188ページで、緊急雇用創出事業特例基金というもので、10億円ほど決算が出ているんですが。市町村補助事業ということで、142件に対して500人の雇用ができていますということは、評価はできるんですけど。

緊急雇用というのは、ずっと続くわけじゃなくて、一時的に続くものということを考えたときに、各団体がこの事業を使って雇用をされている。この予算が当然切れるということが見えているわけですから、今、継続して事業として

はうまく立ち上がりつつあるんだけど、この事業がなくなると、そこの職員を解雇しなければならないという状況がありますよね。そういう状況を考えたときに、事業としては、その期間には成果があらわれるんだけど、それがなくなることによって、結果的には、その事業自体がだめになってしまうというような状況もありますよね。

この基金事業はいいことなんですけど、使うに当たっては、いずれは切れるんですから自立してくださいねというのが前提だったと思うんですが、そのあたりの状況というのはどうなんでしょうか。

○福嶋地域雇用対策室長 25年度に実施しました緊急雇用事業の中にはメニューが幾つかございまして。まさに緊急雇用的な震災対応事業というのが、例えば震災の影響で一時的に職を失った方が一時的に職をつないでいただくための事業ですとか、あるいは継続雇用を目的とする企業支援型というメニューも入ってございました。

短期的なもの、それからの継続を目指すものというのが混在していたわけですが、一応短期的なものにつきましても、実施するところには、その後の就職が困らないように。先ほど産業振興課の説明で、例えばICTの研修をしてほかの企業にとりか、あるいは継続してというお話がございましたけれども、これは短期雇用という事業の中でもそういう成果があったということです。企業支援型という継続雇用を目指す事業になりますと、あくまで継続雇用が前提ですので、事業を拡大して、収益を上げて、それで人を雇い続けてくださいということではいろいろなお願いとか、指導なりをしていると。それが短期間で、1年、最長2年というところで、なかなかうまくいかないというのも事実なんですけれども、例えば基金以外のほかの事業

でつないでいただいて、もう一頑張りして成果を上げてくださいというようなこともございます。

○宮原委員 言われることはよくわかるんですけど。観光事業みたいところで、この雇用創出基金を使って雇用して、大分実績も出てきているんですけど、自分のところで収益はない。収益が余りないので、整理していかなければならないんですけど、いろんな部署で、また何か人件費に充てられるようなものはないですかねという相談を受けたりもするんですけど。ずっとそういう事業を使ってこられているので、見つけようにもそういう事業がないというような状況になりますよね。

だけど、県の方向としては、いろんなそういった観光の分野で実績がどんどん出つつあるので、ここで切ることもできない。当然、事業としては出せなければ出せないということになるんですけど。実績が伸びつつあるんですけど、うまくいかない、お金の出どころがないということになりますよね。そういったようなところもあるんですよ。

だから、こういった事業を使うときには3年なら3年は使えるけど、その先の計画書みたいなのがきちっとあって、それに基づいて出していないと。変な話ですけど、こういう事業があるから、どんどん使っていていいですよ、ところが、その期限が来たら行き詰まってしまうということであれば、最初から出さんほうがましやったのよねという感じがする部分もあるんですよ。

そのあたりについては、そこまで、今の段階になって行き詰まってきたわけですからしよがないんですけど、そのあたりの状況が来るということは、想定はされていなかったのか

なと思うんですけど、どうでしょうか。

○福嶋地域雇用対策室長 事業を実施するに当たっては、企画コンペ等で手を挙げていただいてやっているものも多くあるんですけども、そういった事業終了後の雇用の継続の可能性を聞いた上で、実現可能なものを採択をしているということはございます。

あとは、例えば市町村事業でしたら、市町村からのいろんな相談に乗って、もうちょっと頑張らないといけないという場合には、基金事業の後継事業をお勧めしたりすることもあります。

今、地方創生ということで、また予算の新しい姿が見えてくるような状況ですけども、その中では、1年、最長2年という事業ではなかなか成果が出しづらいということで、少し長めの事業をお願いしたいということですか、雇用ということ、地方で受け皿がふえるようなものをお願いしているところではございます。

○宮原委員 努力されているということは十分わかっているので。例えば最初が1,000万円出すような事業があるとすれば、次の年は同じ1,000万円ではなくて、どんどん少なくなって行って、そこで自分たちで回していかなければなりませんよという形を組んでいかないと。3年なら3年間は何とかもてるけど、それから先、その財源というのがなくなれば一巻の終わりということになりますので。そのあたりは逆に、お金があるからということだけではなくて、知恵も絞っていただいて、その先を考えたことをやっていただければありがたいなと思いますので。これをどうこうというところはありませんが、そこはお願いをしておきたいなと思います。よろしくをお願いします。

○渡辺副主査 報告書の187ページ、労働政策課の「出会い応援！県内就職サポート事業」につ

いてお伺いしたいんですが。このサポート事業に含まれる事業内容は、ここに記載のあるインターンシップとバスツアーの2つのみというふうに考えてよろしいでしょうか。

○福嶋地域雇用対策室長 主な実績内容等に上げられておりますインターンシップ、バスツアーのほかに、県内就職説明会の開催事業ですとか、企業冊子、紹介冊子の事業なども含まれております。

○渡辺副主査 インターンシップ事業とバスツアーのそれぞれの決算額を教えてくださいよろしいですか。

○福嶋地域雇用対策室長 インターンシップとバスツアーを1つの団体に委託という形で実施しております。個別の決算額というのは出ないんですが、総額で482万5,000円で実施をしているということでございます。

○渡辺副主査 ということは、約4,000万円弱の事業のうちで言うと、重立ったもので2つが出ていますが、実はほかの事業に圧倒的に予算を使っているという理解でいいということでしょうか。

○福嶋地域雇用対策室長 額の問題でいきますと、一番大きいのは雇用推進員の設置費でございます。雇用推進員13名の人件費が2,490万円ほど入っております。

○渡辺副主査 はい、わかりました。インターンシップにしては予算がすごいなと思ったので伺ったんですが、それは理解ができました。

その上で、このインターンシップ事業ですが、あくまでも県内での就職のサポートということになると、インターンシップも大学生向けのもの、いろいろあるかと思うんですが。3年生の段階で実施をしているという、いわゆる職業人としての意識を持つきっかけにするためのよ

うなインターンシップとこういう分野でこういう仕事がしたいからこういうインターンシップに行くと、大まかに2種類あるかと思うんですけども。

本来であれば、この事業の狙いからいえば、県内就職に導かせるという、就職と直結とまでは言わないでしょうが、かなりの結びつきを持ったほうが望ましいだろうと類推しますが、事業の実態として、16大学の方が参加されるということは、県内大学だけではなくて、その中には県外の大学も入っているだろうと思うんですけれども、実際、追跡した調査の結果とかで、どういう企業が窓口になっているかわかりませんが、実際に県内企業に就職に結びついたとか、インターンで経験した企業に就職をしたとか、そういう例があるんでしょうか。

○福嶋地域雇用対策室長 このインターンシップ事業が24年度から実施をしております。24年度に3年生だった人がようやく卒業したという状況ですので、初めてその後の追跡調査をいたしました。その結果、インターンシップを経た人が内定したというのが6割おりまして、その中に県内が4割、ほか県外となっております。

それと、バスツアーのほうに参加したという方のうち、86%が内定を得たと。そのうち県内が78%という結果でございました。

○渡辺副主査 今の6割という数字は、体験した学生さんが行った先とか、宮崎県内かどうかは別として、無事就職をされたというのが6割と理解をしたらいいんでしょうか。

○福嶋地域雇用対策室長 インターンシップの107名のうち65名が内定を得たということで6割という回答をしたんですけれども、その6割の方の行き先が、県内が4割であったというこ

とでございます。

○渡辺副主査 まだ2カ年ということ、今年度も含めれば3カ年ということかと思うんですが、3カ年の中で分析というか、成果の評価というのは難しいかと思うんですけれども。県内就職サポートという、県外に出ていらっしゃる学生さんも含めて、できるだけ宮崎の企業に就職してもらいたいという理念を持って取り組まれている制度として——いろんなところにインターンシップの主体となっているものがあるかと思うんですけれども、そういうのと比較したときに、職業意識の向上とか、働くことの意味を学ぶということの面よりも、県内の企業に若い人材を持ってくるという制度の目的を考えたときに、そういう狙いに近づきつつある、成果が出つつある事業だというふうに執行部としては考えていらっしゃるのか、そこはいかがでしょうか。

○福岡地域雇用対策室長 インターンシップを見ても、都会では企業が学生を囲い込むためにやっている状況です。

ただ、本県の場合は、企業さんがそこまでの人材獲得という意識がまだございませんで、ボランティア的に、勉強の場、地域貢献的に学生さんを受け入れているというのが実情であると感じております。

私たちとしては、県内の中小企業を少しでも知っていただいて、学生さんたちに魅力を感じてほしいということでこの事業をやっておりますので、そういう趣旨が伝わるようにやっていきたいと。

今回の結果を受けまして、直接その企業に就職したということではないんですけれども、ある程度高い率が出れば、就職意識の涵養に役に立ったのかなということがわかりますので、イ

ンターンシップを受け入れる企業さんの意識の改革も含めて、今後取り組んでいく必要があると考えています。

○渡辺副主査 オールみやざき営業課にお伺いをしたいんですが。202ページにありますように、県外でのみやざき応援団の活動の強化を図る必要があるということで、情報共有等がより図られやすいようにという取り組みをされているということでした。

その中で、課題としても203ページに書いてありますが、例えば「みやざきweek!!」のメディア露出が十分ではないとか、ひいむうかあの県外認知度は十分ではないというふうに自己分析といいますか、整理がされているかと思えます。

その中で、別に一企業のを言う必要はありませんが、フジテレビさんのやつは、ゆるキャラグランプリは、今回は不出馬と。知名度は十分ではないという分析はされているけど不出馬とか、ちょっとわかりづらいなと思うところもあるんですけれども。昨年とか、ここまでを見ると、それこそJ a j aでも、東村アキコさんと一緒に冊子をつくったりとか、球を打ち続けるということで、話題をつくり続けるという努力をずっと続けていらっしゃるかと思うんですが。そこについての今後の考え方等、今、具体的に言うと問題があるのであれば、中身は結構ですけども、これからも何か球を打ち出し続ける策というか、お考えがいろいろあるのかどうか、ちょっとお伺いできればと思うんですが。

○日下オールみやざき営業課長 おっしゃるとおり、みやざき犬の認知度というのを維持するとともに、さらに高めていくためには、いろいろな取り組みをやることで、特に首都圏を初めとして、県外に露出をしていくということが大

事だと思っています。

みやざき犬については、御指摘のとおり、ゆるキャラグランプリには参加していないわけですが、こちらについては御存じのとおり、昨年度、ゆるキャラのダンス選手権で二連覇をするという形で、ほかのキャラクターとは違うダンスという特技を生かした認知度というのが、ある程度県外でも高まったのかなというふうには思っています。

こちらでは十分でないというふうに書かせていただいておりますけれども、やはりこういったゆるキャラについては、全国で存在している中で、そういった特技というか、個性を生かした露出というのを今後とも続けていきたい、さらにそれを生かして取り組みというのをやっていきたいと思っています。

また、先ほどJ a j a、東村アキコさんとのコラボレーションという例をおっしゃっていただきましたけれども、おっしゃるとおり、そういったいろいろな取り組みを通じて、先ほど申したような露出が必要だと思っております。

今、来年度に向けまして、まずこの宮崎というのがどういう特徴を持っているのかということで、先日、宮崎の県内または県外の人を含めたアンケートを行って、まずは宮崎の今後のPRに当たってどういったイメージを持って打ち出していくべきか、我々のほうでもしっかりと把握するためのアンケートを行ったところです。今後は、そういったアンケート結果なども踏まえながら、どういったプロモーションというのが効果的かというあり方をしっかりと考えていきたいと考えています。

○新見委員 先ほどの副主査の質問と関連ですが、187ページのインターンシップ関係ですが、参加大学等が16大学等ということで、大体

何校ぐらいに声をかけられた結果、16大学等がそれにのっかってくれたかわかりますか。

○福嶋地域雇用対策室長 県内の大学、専門校、それと県外の大学にも周知は行っておりますけれども、その正確な数字については、今ちょっと手元に資料がございません。

○新見委員 では、また後でお願いします。

それと、193ページ、観光推進課関係ですけども、一番上の、魅力ある観光地づくり総合支援で、先ほど市町村が行う観光地づくりの取り組みに対して補助をされるということでしたけども、この9件の内訳と、どういった内容なのかを教えてください。

○孫田観光推進課長 魅力ある観光地づくり支援事業といいますのは、補助率2分の1以内で、市町村が誘客に対する取り組みを行うことに対して助成を行うということでございますけれども、そのうち観光地づくり推進事業というメニューがありまして、こちらが観光資源の発掘や磨き上げの取り組みに対して支援をするということになっております。

25年度の実績でまいりますと、事業費等、補助金等で、一番大きな事業といたしましては、日向市が取り組みました郷土食、ハマグリを使ったメニューの開発、あるいは、お船出海道モニターツアーの実施、観光案内板の整備といった複合したものに対して助成をするという制度になっております。こちらのほうが、事業費830万円余に対して補助金を350万円程度というような形で助成をしております。これらを含めまして、全体で25年度は8市町村の事業に対して助成を行っているところでございます。

○新見委員 最後ですが、オールみやざき営業課。199ページですけども、一番上の伝統的工芸品の振興で、昨年度、県の伝統工芸士認定3名

ということでしたけども、結果、全県的には何名の伝統工芸士が今いらっしゃるのでしょうか。

○日下オールみやざき営業課長 現状では144名いらっしゃいます。

○新見委員 この認定を受けた後の宣揚というか、皆さんに知ってもらうための取り組み。直接この決算とは関係ありませんが、どういったことをやられるか、ちょっと教えてください。

○日下オールみやざき営業課長 伝統工芸士につきましても、認定に当たってはいろいろなメディアに取り上げられるということで認知されるということもございます。伝統工芸品に関しましては、伝統工芸品などを集めたみやざきの工芸品展というのを毎年度開催をしているところでございます。空港のビルの真ん中のオアシス広場というところで、今年度で30回目を迎えるわけですけれども。そういった場を通じて伝統工芸品の周知というか、実際に販売を図りながら、県民または県外の人にも認知してもらう取り組みというのを進めているところでございます。

○後藤委員 193ページ。観光推進関係なんですけど、まず1つは、えびの高原の山ガールイベント、ヒルクライム、トレッキングツアー。その2つ下ですけどチャレンジ観光、体験型観光。次のページの波旅では、ダイビングと。

宮崎ならではの観光ブランドの確立、あるいは常に新しい施策目標に沿って実施されたんですが、アウトドアスポーツというくくりの中の成果はどのように見られているか。

○孫田観光推進課長 いわゆるアウトドアスポーツといいますと、野球やサッカーもアウトドアになりますので、委員のおっしゃっているのは、山に登ったり海に潜ったりという意味のアウトドアということだと思われれます。ここにあ

りますように、ヒルクライム、トレッキング、スキューバダイビング、あるいはサーフィンといったものは、体験型観光という形で、今、非常に大きな力をつけてきて、注目をされている部分でありまして。これに適した条件を持つ場所が宮崎にはたくさんあるということで、特に名前をつけております波旅というような形でのマリンスポーツを重点的に取り組んでいるということで。これは宮崎市だけでなく、延岡、県北も大きな資源を持っておりまして、このアウトドアという言葉に対しては、宮崎としては非常にポテンシャルを持っていると考えております。

○後藤委員 トレンドで、施策的に非常にマッチングしていると思うんです。海、山、川、そしてスカイスポーツという空、この4点セットで、県外からのお客さんが結構来ているものから。

目標と施策がいいなと思うものですから、スポーツランドみやざきに——さっきおっしゃったようにアウトドアの中に入るスポーツがあるものですから——このくくり、ゾーン、カテゴリーというか、アウトドアというとらえ方で特記していくような考えはないのか。

○孫田観光推進課長 広いアウトドアになりますけど、スポーツランドみやざきの推進の中では、どちらかというと、あれは競技スポーツをスポーツランドみやざきというような形でやっております、いわゆるレジャーの部分は、スポーツランドみやざきとは少し路線が違う形になっております。

トレッキング、サーフィンも、競技会があるほうはスポーツランドの部分になるかと思っておりますけれども、楽しんでいらっしゃる方々はまた別で、若干色合いは異なりますけれども。いざ

れにしるレジャースポーツを含めて、スポーツを行う非常にすぐれた環境ということで、広い意味でのスポーツランドという部分に入ってくるかと思えます。施策的には、若干色づけを異なった形でやっていると思っております。

○茂商工観光労働部長 今、答弁がありましたけれども、私は、見るスポーツと自分が参加するスポーツとあると思うんです。従来は見るスポーツというか、そちらのほうにかなり力を入れてきたような気がするんですが、宮崎県の場合は、山、海、川、全部そろっていますので、これからは、いろんな体験型のスポーツを進めていく必要があるかなと思っております。

今、観光審議会で、次の観光振興計画をどうするか、宮崎はどうあるべきかということで、いろんな議論をしていますので、委員が言われたようなことも、大きな材料の一つになるだろうと思えます。そのあたりは、また十分議論させていただきたいというふうに思います。

○外山委員 198ページの施策の成果等の①のところに、南九州広域観光ルートで、南九州3県が連携し、一層の強化を図っていくと。南九州3県というのは、宮崎、鹿児島、熊本のことですよね。下のほうには、今度は、東九州広域観光推進協議会をつくったと。これは大分と宮崎でしょう。

来年に佐伯―蒲江間の道路が完成すると、大分と宮崎の連携が、物流の流れが大きくなる。そういう中で、今まで県議会も観光議員連盟、鹿児島、宮崎、熊本の3県でやってきました。今後、大分県がどうだろうかという話は、当然出てくると思うんです。個人的には、ぼちぼち出てきております。

そういうことを考えたときに、南九州じゃなくて大分も一緒に入った連絡協議会というのを

つくりませんかとか、大分のほうからそういうアプローチはないんですか。今どうなんですか。

○孫田観光推進課長 南九州3県で誘致をするというのと、東九州の2県が誘致をするというのは、若干ターゲットの絞り方等が、組み合わせ方によって変わってくるのではないかという気もいたします。

現在のところ大分県から、特にそういった南九州3県の中に入ってきてほしいというようなお話は、聞いてはおりません。今後どういうセールスプロモーション等の展開をしていくかといったときに、ある意味で、南九州と東九州は別々でやるのがいいのかどうか、また今後そういった話が出てきた場合にはじっくり検討していかないといけないなというふうには思いますが、余り全部つながっていきますと、九州観光推進機構と同じ範囲になってしまうかなという部分もありまして、そののところはなかなか難しいところがあるのかなというふうに思います。

○外山委員 高速が完成したら、流れが相当変わってくると思う。特に、阿蘇から別府に来て、宮崎に入ってくる。逆のコースもあるし、高千穂経由もあるんですが。今から大分との連携も模索しながら。

ポイントは、宮崎にお客さんがどうやったら来てもらえるかですから。あつちはあっち、こっちはこっち、流れが違うという部分も一部あるかもわからんけど、近い将来ですから、やっぱり一つの大きなエリアとしてそこまで考えておく必要があると思いますから。ぜひ今後のこと、直近のこととして検討していただきたいと、以上申し上げておきます。

○金子観光物産・東アジア戦略局長 今、観光推進課長が申しあげましたのは、大分県との協議会、今年度は宮崎県が当番県ということで、

私が会長を務めさせていただいております。南九州の場合ですと、例えば共通のインフラとして航空便とか新幹線とかを生かされると、広域周遊というような形での展開が今のところ可能になっているわけですが。

大分との場合は、御指摘のとおり、東九州自動車道というのが一つの大きな観光のインフラになると思われま。ターゲットとしましては、中四国とか、そういったところ。北部九州、そこらを中心に。西に比べると、これまでインフラが弱かったところがようやくできたわけですから、東九州というのを一つの基軸に打ち出して、そして将来的にはおっしゃるとおり、南九州とか西九州との連携とか、さまざまな選択肢として広がりが出てくるかなと、そんな認識をしているところでございます。

○岩下主査 それでは、以上をもって、労働政策課、観光推進課、オールみやざき営業課の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後3時46分休憩

午後3時48分再開

○岩下主査 分科会を再開いたします。

前半、後半の説明及び質疑が全て終了しましたので、総括質疑に移ります。

商工観光労働部の決算全般について、何か御質疑はありませんか。

○福嶋地域雇用対策室長 先ほど新見委員の御質問にお答えできていなかった部分がありましたので、お伝えしたいと思います。

主要施策の成果の187ページの「出会い応援！県内就職サポート事業」。右の実績内容でインターシップが16大学等とあるところなんですけれども、一応県内の大学と専門校には全て

声をかけた。さらに、九州管内の大学、短期大学等には九州広域インターンシップという九州各県で連携をとってインターシップを行っている協議会がございまして、そちらを通じて九州管内の大学、短大等にも声をかけた。結果、県内のインターンシップに参加したのが16校であったということでございます。以上です。

○宮原委員 総括的ということで、直接ということではなく、観光という部分で。

というのが、先日、博多駅で見たので話をさせていただくんですが。壇蜜さんという方がスクリーンで出て、どっちに行くかという宣伝をしているんですね。こちらには大分県、こちらには鹿児島県、どっちも温泉、それから黒豚であったり、牛肉であったり。ああいったものって、宮崎県も特別に何かやっておられるのかなというのを感じたものですから、そういったものはやっておられるんですかね。物すごくインパクトがあったものですから、多分見られた方はたくさんいらっしゃるんだろうなと。

○孫田観光推進課長 どちらか選ばなくちゃいけないのと問いかけてくるやつですね。あれは、JR九州さんがおやりになっているようです。JR九州さんが、特定の県を選んで、destinationキャンペーンをやっていく前振りとして、ことしは大分県さんがやられていて。そういった関係で、今、来年に向けてやられているようです。

これをやるに当たっては、かなり大きな負担金が必要になっておりまして、JR九州さんといつやるのかといったお話をしながら、もし宮崎県が行うということになれば、そのあたりの協議をしていくということになるかと思えます。

○宮原委員 今言われるように、どっちか選ばなならんような感じの仕掛けになっているので、

ここに宮崎県がないのは残念だったなと思ったのと。

実はちょっと用事があって、きのう大阪に言ったんですけど、今度は大阪の鉄道の車両を見たら、新幹線を利用してという形で金額が全部表示されているんですけど、そこに書いてあったのが、福岡、熊本、鹿児島、大分、長崎。要は、佐賀と宮崎だけがなかったんですよ。それもJRなり、そういった関係なんだろうと思います。大分は新幹線で途中まで入ってきて、何とかという車両がありますよね。あれで、大分まで入りましょうというような形での金額設定が書かれていたんですけど、宮崎がないんですよ。そうすると、高速バスを利用してでも、そこに載っていいのかなという気がしたものですから。

そういうところで戦略的にこっち側もやっていかないと、たまたまその車両を見たときに宮崎がないなというふうにしたものですか。負担金も相当かかるということもよくわかるんですけど、そこに宮崎がないのは非常に残念だったなという思いがありましたので。さっきの大分、鹿児島、博多のあれを見てもそういう感じがしましたので、ぜひ力を入れてほしいなというふうに思ったところです。直接的なあれではないんですけど、せつかく予算を使うとすれば、実のあるような形、インパクトのあるものがないのかなという気がしましたので、よろしくお願いをしたいと思います。

○太田委員 187ページの労働政策課のほうで、シルバー人材センターへの支援というのがありますが。これは連合会への支援ですから、県の本部のほうに補助をされているんだろうなと思います。

質問としては、金額的な問題ではないんですが、公のほうからシルバー人材センターに対す

る関与ができるのかどうかということでの質問なんです。というのは、最低賃金を下回った額で契約というか、雇用契約というんですか、何かそういう形に各支部でなっている部分があって、そのシルバー人材の業務については、最低賃金には縛られないというような見解もあるようで。ただ、厚生労働省あたりでは、できるだけ最低賃金は守ってほしいというような意向もあるようです。

臨時的な仕事については、最低賃金を下回ることもあるのかな、あらざるを得ないのかなと思いますが、継続的に長期間、シルバー人材でやっている場合は、せめて最低賃金ぐらいいはるべき、上回るべきではないかなという気はするんですけど。そのあたりは県のほうとして、こういう支援金を出している立場上、どうでしょうかというようなことは何かできるんでしょうか。

○岩下主査 ここで、答弁の前でございますが、委員の皆様にお諮りいたします。本日の日程では午後4時までとなっておりますが、このまま継続してよろしいでしょうか。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下主査 それでは、引き続き委員会質疑を続けます。

○久松労働政策課長 シルバー人材センターにつきましては2つ業務のやり方がございまして、1つは、労働者派遣法に基づいた派遣がございまして。これにつきましては、基本的には労災保険等、最低賃金等も適用されるということでございます。

もう一方で、請負という形がございまして。請負につきましては、特に労働基準法等の適用がないという形で整理されておりますので、賃金につきましても、最低賃金以下ということでは

できるということになっておりますけども、センターとしては可能な限り近づけた金額でいただくような形でお願いしていると思っております。

○太田委員 はい、わかりました。何か聞くところによると、恐らく請負だろうと思いますが、そこで働いている人、組合費というか、経費みたいなものを別途ちょっと引かれたりすると、また下がるということでありました。短期的な仕事については、そういうのはやむを得ない、請負としてあるのかなと思っております。できるだけ最賃に近づくような姿勢でお願いしたいというようなことでも、何かメッセージを寄せられるといいのかなと思っております。

○久松労働政策課長 委員おっしゃるとおり、シルバー人材センターにつきましては、一応基準が国から示されておまして、月におおむね10日程度、それから週は20時間を超えないというような制限が設定されております。

しかしながら、センターの希望としても、なかなかそれだと収入が少ないというような状況もございまして、センターのほうからも、この制限の撤廃というか、制限の緩和というようなこともございまして、国に対しては、こちらのほうからも要請は行っておるといった状況でございまして。

○太田委員 わかりました。

○外山委員 コンベンションの数が、誘致が減っていますね。さっき言われたかもわかりませんが、コンベンションの誘致の数が25年に減ってきておる。理由はどういうことなんでしょうか。197頁。24年が200件で、25年が176件でしょう。

○孫田観光推進課長 24年がかなりふえておりますのは、実は特殊要因がございまして、口蹄疫被害等があったことによりまして、全国で宮

崎を支援しようという動きがございまして、あえて宮崎で開催を決めていただいたところがたくさんあったと。その結果として、この年に200件というような実績が上がっているということでございます。

○外山委員 その前の21年、22年、23年。22年はちょっと少ないんだけど、21、23と比べてもちょっと少ないですね。そこ辺のところは何か全国的に少なかったのか、こちらの努力が足りなかったのか、いろいろあると思うんですが。

○孫田観光推進課長 このMICEにつきましては、非常に高い経済効果があるということで、全国のさまざまな地域での取り組みがだんだん激しくなって、いわゆる競争の状態になってきております。現在も九州各県で、すぐ隣県あたりでも新しいMICEのための施設が整備され、あるいはさまざまな誘致策で補助制度等も次々と充実されている状況にあるというのが客観的情勢になっております。

宮崎県といたしましても、MICEは非常に経済効果が大きいということで取り組んでおりますけれども、この競争の関係で、なかなか思ったほど数が伸びるのが難しいという状況にあるというのが実情でございまして。

○外山委員 何でこのことを聞いたかという、受け入れる場所。宮崎で言うと、大型のコンベンションは、宮崎観光ホテルとシーガイアしかないでしょう。そこ辺のところを考えたときに、場所が限定されるという弱みがあるような気がするものだから、そこ辺のところを一つ聞きたいんですよ。

○孫田観光推進課長 ある程度の規模でMICEを開催できるとなると、いわゆるシーガイアと宮崎観光ホテルにかなり限定される部分はございまして。

ただ、例えばシーガイアそのものは全国でもトップクラスの開催条件を持っている施設でありますので、そういったものに対しては、対応はかなりできると思っております。

○外山委員 気になるのが、1つは、サンホテルが今度閉鎖しますよね。そういうところもブレーキになるんじゃないか。

それからもう一つ、最近よく聞くのは、宿泊施設が足りない。ビジネスはありますよ。ところが、常時じゃなくても、そういう大会等であつたお客さんがちゃんとしたところに泊まりたいという場合、宿泊施設がどうも足りない、そういう声をよく聞くんですよ。今、県のほうでは、そこ辺の宿泊施設の数が増えられているのか、どういう認識ですか。

○孫田観光推進課長 宿泊キャパシティーにつきましては、委員おっしゃるとおり、最盛期に比べると、減少をしているというのが実情でございます。

したがって、非常に大規模なものになりますと、宿泊キャパシティーについては受け入れが難しいこともたしかにあるというふうを考えておりますけれども、一般的なものでしたら、宮崎で十分対応できるんですが、極端に大きいものはなかなか難しいという現状ではございます。

○外山委員 これから香港便が飛ぶし、外国観光客も入ってきますよね。行政が宿泊施設をつくるというわけにもいきませんので、民間に呼びかけてつくっていくとか、何かそういう展開を考えていかないと。行政、民間も努力して、いろんな誘致をしてきても泊まる場所がないということになれば、例えば青島太平洋マラソンでも、宮崎では目いっぱいでしょう。泊まりきらずに、都城やあっちこちに散らばす。

だから、どうかね。そこ辺のところは抜けておいたら、せつかくの皆さん方の努力が何もならないということになりますから、少しそこ辺も宿泊施設もどうしたらいいのかということも、今後の大きな問題点として検討していく必要があると思っておりますから、よろしく願います。

○孫田観光推進課長 宿泊施設がさらに拡張、充実されるということは、宮崎県の観光の将来に対して大変重要なことであると考えております。そのためには現状のホテルの宿泊率等が十分上がって、利益が上げられるという見込みが立てば、事業者さんが新たな投資を行っていただけるということ。鶏が先か卵が先かという部分はありますけれども、そういったことで、できるだけ年間を通じてたくさんのお客様が宮崎に来ていただけるように、行政としてさまざまな取り組みをしてまいりたいと考えております。

○岩下主査 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下主査 それでは、以上をもって、商工観光労働部を終了します。

執行部の皆様、御苦勞様でした。

暫時休憩します。

午後4時6分休憩

午後4時8分再開

○岩下主査 それでは、分科会を再開いたします。

あすの分科会は、午前10時に再開し、県土整備部の審査を行うことといたします。

そのほか何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下主査 それでは、何もないようですので、以上をもって、本日の分科会を終了いたします。

平成26年10月 1 日(水)

委員の皆様、お疲れさまでした。

午後 4 時 8 分散会

平成26年10月2日(木曜日)

午前10時0分再開

出席委員(7人)

主	査	岩	下	斌	彦
副	主	査	渡	辺	創
委	員	外	山	三	博
委	員	宮	原	義	久
委	員	後	藤	哲	朗
委	員	太	田	清	海
委	員	新	見	昌	安

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

県土整備部

県土整備部長	大田原	宣	治
県土整備部次長 (総括)	鈴木	一	郎
県土整備部次長 (道路・河川・港湾担当)	坂元	政	嗣
県土整備部次長 (都市計画・建築担当)	東	憲	之介
高速道対策局長	直原	史	明
部参事兼管理課長	福島	幸	徳
用地対策課長	林	睦	朗
部参事兼技術企画課長	高橋	利	典
工事検査課長	永野	広	
道路建設課長	大坪	憲	男
道路保全課長	馴松	義	昭
河川課長	大谷	睦	彦
ダム対策監	秋山	克	則
砂防課長	土屋	喜	弘
港湾課長	養方	公	

空港・ポート セールス対策監	川野	福	一
都市計画課長	瀬戸	長	秀美
建築住宅課長	森山	福	一
営繕課長	上別府	智	
施設保全対策監	山下	幸	秀
高速道対策局次長	原	拓	実

事務局職員出席者

政策調査課副主幹	沖米田	哲	哉
議事課主査	長谷	恵	美子

○岩下主査 分科会を再開いたします。

それでは、県土整備部の審査を行います。

まず、部長より平成25年度決算の概要について説明をお願いいたします。

○大田原県土整備部長 県土整備部でございます。

説明に入ります前にお礼を述べさせていただきます。おとといの9月30日、それと本日、宮崎港で行われました宮崎カーフェリーの神戸航路初便入出港式典におきまして、県議会の皆様にも多数御出席を賜りました。この場をお借りしましてお礼を申し上げます。

今後ともカーフェリーを初めとしました物流ネットワークを支援するため、宮崎港を初めとします県内港湾の整備、利用促進に努めてまいりますので、県議会の御支援・御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、当分科会で御審議いただきます平成25年度決算の認定について、概要を御説明いたします。申しわけありませんが、座ってから御説明させていただきます。

提出しております決算特別委員会資料の1ページをお開きください。

まず、主要施策の成果について、宮崎県総合計画の分野別施策体系表により御説明いたします。表は、左から分野、将来像、施策の柱となっております。

まず、1つ目の分野、くらしづくりについてであります。

中央の将来像の一番上の自然と共生した環境にやさしい社会では、建設工事のリサイクルを支援することで、低炭素・循環型社会への転換を図りますとともに、県民との協働による河川・海岸の環境保全活動の推進や公共下水道整備促進のための財政支援を行うなど、良好な自然環境・生活環境の保全に取り組んだところであります。

続きまして、将来像、2段目の安心して生活できる社会では、沿道修景美化推進対策や都市公園等の整備による良好な景観と調和した地域づくりを進め、快適で人にやさしい生活・空間づくりに取り組みますとともに、街路整備や土地地区画整理などにより、まちづくりと一体となった道路の整備を進め、地域交通の確保に努めたところであります。

また、多くの団体や県民の皆様に参加いただき、道路愛護活動を県内各地で展開しまして、連携・協働による魅力ある地域づくりにも取り組んだところであります。

さらに、将来像の3段目の安全な暮らしが確保される社会では、緊急輸送道路の防災対策や河川の改修、急傾斜地の崩壊対策など、風水害等の自然災害を未然に防止・軽減するための対策を実施しまして、安全で安心な県土づくりに取り組みますとともに、通学路などの歩道の整備や区画線・ガードレールの設置など、交通安全対策の推進にも努めたところであります。

次に、分野の2つ目、産業づくりについてで

あります。

中央の将来像、経済・交流を支える基盤が整った社会では、県政の最重要課題であります高速道路網の整備促進やインターチェンジと国道を結ぶバイパスの整備、細島港における埠頭の整備など、交通ネットワークの整備・充実に取り組んだところであります。

次に、平成25年度決算の状況について御説明いたします。

お手元の別紙資料、1枚紙でございますが、平成25年度県土整備部決算概要をごらんください。

まず、一般会計についてでございます。

前年度からの繰越予算を含む一般会計の予算措置状況は、予算額1,009億903万8,487円、これに対します執行状況は、支出済み額が739億3,976万8,367円、翌年度への繰越額が262億728万9,000円、不用額が7億6,198万1,120円となっております。執行率は73.3%で、翌年度への繰越額を含めると99.2%となっております。

なお、翌年度への繰り越しの主な理由といたしましては、関係機関との調整や用地交渉に日時を要したこと、さらには、国の経済対策の実施に伴う補正の関係などにより、工期が不足したことによるものであります。

次に、特別会計についてでございます。

まず、宮崎県公共用地取得事業特別会計であります。予算額1億4,477万8,953円、これに対する執行状況は、支出済み額が1億4,417万398円、不用額が60万8,555円であります。執行率は99.6%となります。

次に、宮崎県港湾整備事業特別会計についてであります。予算額20億7,453万6,000円、これに対する執行状況は、支出済み額が16億771万1,752円、翌年度への繰越額が4億5,228万円、

不用額が1,454万4,248円であります。執行率は77.5%で、翌年度への繰越額を含めると99.3%となります。

なお、翌年度への繰越理由は、関係工事のおくれ及び関係機関との調整に日時を要したことによるものであります。

次に、監査における指摘事項についてであります。

指摘状況を一覧にしたものを裏面にまとめておりますので、裏のほうをごらんください。

平成25年度県土整備部に係る監査では、指摘事項が3件、注意事項が13件、合計16件の指摘を受けております。

このうち指摘事項3件につきましては、改善状況とあわせまして、後ほど関係課長から説明いたします。

以上、平成25年度決算状況等について説明いたしました但、決算の詳細につきましては、それぞれ担当課から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○岩下主査 部長の概要説明が終了いたしました。

これより管理課、用地対策課、技術企画課、道路建設課、道路保全課、高速道対策局の審査を行います。

平成25年度の決算について各課の説明を求めます。

なお、委員の質疑は6課の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○福嶋管理課長 管理課でございます。

それでは、まず、県土整備部に係る共通資料について私のほうから御説明をいたします。

委員会資料の2ページをお開きください。

平成25年度歳出決算事項別明細総括表課別内訳でございます。

この表は、ただいま部長が説明いたしました予算額、支出済み額、翌年度繰越額等を各課別に整理したものであります。

次の3ページから4ページをお開きください。

この表は、2ページの表を款・項・目の科目別に集計したものでありまして、説明については省略をさせていただきます。

それでは、次に、管理課の決算について御説明をいたします。

同じく委員会資料の7ページと8ページでございますが、まず、8ページの一番下の段をごらんいただきたいと思いますが、管理課計をごらんください。

平成25年度の決算額は、予算額19億6,989万3,000円、支出済み額18億8,623万9,274円、不用額8,365万3,726円で、執行率は95.8%となります。

次に、(目)の執行残が100万円以上のもの、また、執行率が90%未満のものについて御説明をいたします。

7ページにお戻りいただきまして、7ページの3段目、土木総務費であります。

不用額は7,822万8,819円、執行率は95.6%でありまして、主に県費職員の給料、職員手当等の人件費であります。

これは、県費で支出を予定していた人件費を補助公共事務費に振りかえたことによるものであります。

次に、8ページをごらんいただきまして、3段目、建設業指導監督費であります。

不用額は542万4,907円、執行率は97.3%でありまして、不用額の主なものは、下から3行目の負担金補助及び交付金であります。

これは、新分野に進出を図ろうとする建設業者に交付している建設産業経営基盤強化支援事

業補助金におきまして、申請のあった個別事業の経費の額が確定したことに伴いまして、執行残が生じたことなどによるものであります。

次に、資料のほうは、主要施策の成果に関する説明をごらんいただきますが、主要施策の成果について御説明をいたします。

報告書の管理課のインデックスでございます。269ページをお開きください。

県の長期計画の施策体系区分上は、安全で安心な県土づくりでございます。中ほどの施策推進のための主な事業及び実績の表をごらんください。

建設業指導事業について書いておりますが、右側の主な実績内容等の欄をごらんください。

この事業では、建設業法に基づき、建設業者の建設業許可や経営事項審査を実施したほか、県内各地で建設業者研修会を開催し、1,831人の建設業者等に対して建設業法の許可制度等について説明を行ったところであります。

また、建設業者に対する経営相談窓口を設置し、延べ88件の相談に応じたほか、新分野進出に取り組む建設業者の支援として7件の補助を行うとともに、建設事業協同組合等への融資原資の貸し付け等を実施するなど、経営基盤の強化に取り組む業者への支援を行ったところであります。

表の下の施策の成果等ではありますが、研修会の開催を初め、経営相談や新分野進出に対する補助金などの支援を行うことにより、建設業者への法令遵守の周知・啓発や経営基盤強化の環境整備が図られたと考えております。

また、建設業就業者の減少や高齢化が進んでおりますことから、県建設業協会が県内の工業系高校と連携して実施いたします出前講座や現場見学会を支援することにより、将来の建設業

を担う若年者に対して建設業の役割や重要性について理解や関心の促進が図られたと考えております。

次に、監査報告についてであります。

委員会資料にお戻りいただきたいと思っております。恐れ入りますが、委員会資料のほうにお戻りください。

5ページから6ページに監査の指摘事項をまとめております。管理課の指摘事項はございませんでしたが、土木事務所において当課に関連する事項で1件の指摘を受けておりますので、その指摘内容を説明いたします。

6ページをごらんください。

中ほどより少し下の(4)物品の管理であります。日向土木事務所の、物品の処分について売り払い代金の収納前に引き渡しを行っているものがあったとの指摘であります。

今後は、財務規則等の諸規定に従いまして適正な処理を行いますとともに、複数の職員で事務処理の内容確認を行うなど、再発防止に努めるよう指導したところであります。

最後に、監査委員の決算審査意見書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

管理課につきましては、以上でございます。

○林用地対策課長 用地対策課でございます。

当課の決算について御説明いたします。

恐れ入ります。委員会資料、青のインデックスでございますが、9ページから11ページをお開きください。

まず、9ページでございますが、当課の予算は、一般会計と特別会計でございます。まず、一般会計から御説明いたします。

9ページの一番下の段でございます。一般会計、計の欄をごらんください。

平成25年度の決算額は、予算額1億1,407

万8,000円、支出済み額1億1,358万7,693円、不用額49万307円となっております。執行率は99.6%となります。

(目)の執行残が100万円以上及び執行率が90%未満のものはございません。

次に、10ページをごらんください。

公共用地取得事業特別会計についてですが、決算額につきましては、先ほど部長が御説明申し上げましたので省略をさせていただきます。

(目)の執行残が100万円以上及び執行率が90%未満のものはございません。

用地対策課の一般会計、特別会計を合わせた決算につきましては、一番下の段でございますが、用地対策課、計の欄をごらんください。

予算額2億5,885万6,953円、支出済み額2億5,775万8,091円、不用額109万8,862円となっております。執行率は99.6%となります。

次に、特別会計の歳入についてですが、11ページの一番下の段、歳入合計の欄をごらんください。

予算現額1億4,477万8,953円、収入済み額1億4,478万428円となっております。収入未済額はございません。

次に、主要施策の成果のほうの冊子をごらんください。主要施策の成果の報告書のインデックス、270ページ、用地対策課でございます。

公共事業用地取得の推進についてでございます。

これは、公共事業を円滑に推進するために、特別会計において公共事業用地の先行取得を行うものでございます。

平成25年度は、仲町広原線地域自主戦略交付金事業につきまして、平成24年度に先行取得した用地を事業課のほうに引き渡したところで

ございます。

次に、監査結果報告書の指摘事項についてあります。

恐れ入りますが、委員会資料にお戻りいただいてよろしいでしょうか。委員会資料の6ページをお開きください。

6ページの(3)契約事務の1段目でございます。延岡土木事務所の補償契約事務についてでございますが、「立竹木の補償契約書について、対象物件の所在地の表示が適切でないものが受けられた」との指摘がなされたところでございます。

これは、補償契約書に立竹木の所在地の地番が記入漏れとなっていたものでありますが、今後は、契約書の記載内容につきましてチェックを強化し、適切な事務処理に努めるよう指導を行ったところでございます。

最後に、監査委員の決算審査意見書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

用地対策課につきましては、以上でございます。

○高橋技術企画課長 技術企画課であります。

当課の決算について御説明いたします。

委員会資料の12ページをお開きください。12ページでございます。ページの一番下の段の技術企画課、計の欄をごらんください。

当課の平成25年度決算額は、予算額3億1,965万6,000円に対しまして、支出済み額3億1,876万1,520円でございます。不用額は89万4,480円で、執行率99.7%となります。

なお、(目)の執行残が100万円以上及び執行率が90%未満のものはございません。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

報告書の技術企画課のインデックスをお開き

ください。271ページをごらんください。

(1) 施策、低炭素・循環型社会への転換で
ございます。

この施策は、暮らしや産業などのあらゆる場
面で、いわゆる4Rの取り組みが実践されると
ともに、廃棄物の適正処理や不法投棄対策が進
んだ社会を目指すものであります。

ここで、4Rの取り組みといたしますと、下か
ら2行目に書いてございますが、ごみになるも
のを買わないリフューズ、ごみを減らすリデュ
ース、工夫しまして再度使用するリユース、資
源として再度利用するリサイクルの取り組みの
ことでございます。

技術企画課では、このうち建設副産物のリサ
イクル推進に取り組んでおります。

中ほどの表、施策推進のための主な事業及び
実績の表をごらんください。

建設工事リサイクル支援におきましては、建
設発生土情報交換システムを活用した建設発生
土の有効利用や副産物を土木資材に活用する研
究を行うなどの官民一体となったリサイクルの
推進を図ったところであります。

また、宮崎県新技術活用促進システムを活用
いたしまして、リサイクルに関する新技術の登
録と利用の促進を図ったところであります。

施策の成果等につきましては、コンクリート
やアスファルトなどの建設副産物につきまして
はリサイクル率が9割を超えるなど、分別解体、
再資源化が着実に進められたところであります。

今後とも環境への負荷の少ない循環型社会を
構築するための取り組みを推進してまいりたい
と考えております。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査
報告書につきましては、特に報告すべき事項は
ございません。

技術企画課につきましては、以上でございま
す。

○大坪道路建設課長 道路建設課でございます。

当課の決算について御説明いたします。

委員会資料の13ページから14ページでありま
す。14ページの一番下の段、道路建設課の計の
欄をごらんください。

平成25年度の決算額は、予算額が292億1,727
万7,000円、支出済み額が202億9,007万278円、
翌年度への繰越額が87億7,611万円、不用額が1
億5,109万6,722円で、執行率が69.4%、翌年度
への繰越額を含めると99.5%となっております。

次に、(目)の執行残が100万円以上及び執行
率が90%未満のものにつきまして御説明いたし
ます。

13ページに戻っていただきまして、下から3
段目、(目)道路新設改良費であります。不用
額が1億5,104万3,000円となっております。

これは、主に国庫補助、交付金事業費が確定
したことに伴う不用額でございます。

また、執行率が67.3%となっておりますが、
翌年度への繰越額を含めると99.4%となつて
おります。

次に、主要施策の成果について御説明いたし
ます。

報告書のインデックス、道路建設課のとこ
ろ、272ページをごらんください。

(1)の交通ネットワークの整備・充実につ
いてであります。

主な事業及び実績について御説明いたします。

まず、公共道路新設改良であります。この
事業は、国の補助金や社会資本整備総合交付金
等を受けて、県内国県道の拡幅整備等を実施す
るものでございまして、一般国道では、国道219

号外10路線24工区で事業を実施し、部分供用も含めまして5,080メートルを供用したところであり、また、地方道では、飯野松山都城線外38路線46工区で事業を実施し、8,179メートルを供用いたしました。

次に、直轄道路事業負担金であります。

これは、国が整備する国道10号外2路線の道路改築事業に対する県の負担金であります。

次に、右の273ページをごらんください。

施策の進捗状況であります。地域高規格道路の整備につきまして、実績を記載しております。

現在、宮崎東環状道路、宮崎環状道路及び都城志布志道路の3路線において整備に取り組んでおりますが、平成22年度末の整備率49%に対し、平成26年度末の目標整備率を59%としておりまして、平成25年度末の実績としましては51.1%となっております。平成25年度におきましては、道路用地の取得や工事の進捗を図るなど、26年度末の整備目標に向け、計画的に取り組んでいるところでございます。

次に、施策の成果等であります。

①から⑤に掲げておりますように、地域連携や都市部の渋滞緩和に資する道路整備、高速道路に接続するインター線等の整備を重点的に進めており、主な完成工区としましては、東九州自動車道日向都農間の開通に合わせて、日向インターチェンジと国道10号を結ぶ国道327号日向バイパスが開通しております。

今後とも計画的・効率的な事業の推進に努めることとしております。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

道路建設課は以上でございます。

○**馴松道路保全課長** 道路保全課でございます。

当課の決算について御説明いたします。

委員会資料の15ページから18ページでございますが、18ページをお開きください。一番下の段、道路保全課、計をごらんください。

当課の平成25年度決算額は、予算額227億227万2,000円、支出済み額168億125万4,000円、翌年度繰越額56億3,370万8,000円、不用額2億6,731万円となっております。執行率は74.0%ですが、翌年度繰越額を含めると98.8%であります。

次に、(目)の執行残が100万円以上のもの、執行率が90%未満について御説明いたします。

16ページにお戻りください。

中ほどの(目)道路維持費の不用額2億6,731万円でございます。これは、国庫補助・交付金事業費の確定によるものであります。また、執行率は72%ですが、翌年度繰越額を含めると98.6%であります。

次に、17ページをごらんください。

下のほうにあります(目)橋梁維持費であります。執行率は70.9%ですが、翌年度繰越額を含めると100%であります。

続きまして、主要施策の成果について、主なものを御説明いたします。

報告書の道路保全課のインデックス、274ページをお開きください。

まず、(1)快適で人にやさしい生活・空間づくりの沿道修景美化推進対策についてであります。

表の右、主な実績内容等ありますが、沿道修景地区の樹木の維持管理や草花の植栽を行ったところあります。

施策の成果であります。宮崎県沿道修景美化条例で指定された地区を重点に花木の植栽や

樹木管理を行っておりますが、樹木の高木化・老木化により管理費の増大が課題となっております。

このため、樹木管理方法の見直しや植栽花を多年草へ移行するなどのコスト削減を行うことによりまして、良好な道路環境の創出と保全に努めているところであります。

続きまして、276ページをお開きください。

(1) 安全で安心な県土づくりであります。

表の上、公共道路維持であります。主な実績内容等にありますように、交通安全施設の整備を初め、橋梁の補修や防災対策、舗装の補修等を行ったところであります。

続きまして、277ページをごらんください。

施策の成果等でございますが、歩道等の整備につきましては、通学路の緊急合同点検を踏まえ、25年度も順次、対策を実施しておりますが、今後は、市町村が策定する通学路交通安全プログラムに基づく対策を実施することとしております。

橋梁等の道路施設の補修工事につきましては、老朽化と工事費の増加が課題となっているため、引き続き点検等を実施するとともに、維持管理計画を策定し、効率的な施設の補修を行っていくこととしております。

なお、橋梁につきましては、22年度に策定しました修繕計画に基づき、点検・補修工事を実施しているところでありますが、これまでの点検結果を踏まえ、修繕計画を改定することとしております。

緊急輸送道路の防災対策につきましては、23工区の整備を行ったところでありますが、未対策箇所も残っており、引き続き計画的に対策を実施することとしております。

続きまして、278ページをお開きください。

(2) の交通安全対策の推進についてであります。

まず、表の上、人にやさしい沿道環境整備であります。主な実績内容としまして、簡易歩道の整備や区画線・ガードレール設置等を行ったところであります。

次に、その下の県単道路維持であります。主な実績内容等としまして、県が管理する国道16路線、県道199路線におきまして、路面、のり面等の日常的な維持補修を行ったところであります。

279ページをごらんください。

施策の成果等でございますが、歩道等の整備につきましては、通学路の緊急合同点検を踏まえ、応急的に行える簡易歩道の整備など、順次対策を実施したところであります。

道路の維持補修につきましては、道路パトロール等を行うなど、日常的に維持管理を行い、道路利用者の安全確保に努めているところであります。

主要施策の成果につきましては、以上でございます。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

道路保全課につきましては、以上でございます。

○直原高速道対策局長 高速道対策局でございます。平成25年度決算について御説明いたします。委員会資料44ページでございます。

一番下の段をごらんいただきますと、予算額21億857万4,000円、支出済み額21億854万5,018円、よりまして、不用額が2万8,982円の、執行率は99.9%となっております。

(目) の執行残が100万円以上あるいは執行率

が90%未満のものについては、該当はございません。

続きまして、報告書でございますが、こちら
も飛びまして、308ページ、高速道対策局のイン
デックスをごらんください。

主要施策の成果について御説明いたします。

経済・交流を支える基盤が整った社会の(1)
交通ネットワークの整備・充実についてです。

施策推進のための主な事業及び実績ですが、
まず、1段目の高速道路網整備促進は、高速道
路網の早期整備に向けて、各種大会、シンポジ
ウム等の開催や、国、関係機関等への要望活動
を実施するもので、平成25年度は各種大会を43
回、要望活動を34回実施いたしました。

2段目の直轄高速自動車国道事業負担金は、
新直轄方式で整備するごらんの3区間の整備に
係る当県の負担金でございます。

施策の進捗状況については、東九州自動車道
の整備で、平成25年度末、68%の整備率となっ
ております。

続いて、309ページをごらんください。

施策の成果等についてですが、平成25年度は、
東九州自動車道におきまして、北浦須美江、日
向都農間がそれぞれ開通し、県民の悲願であり
ました延岡宮崎間が高速道路でつながるなど、
成果を上げたところでございます。

今後とも引き続き、隣県や市町村等と連携し、
事業中区間の早期完成、未事業化区間の早期事
業化を、国や関係機関に対してさらに強く訴え
てまいりたいと考えております。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査
報告書についてですが、こちらは特に報告すべ
き事項はございません。

高速道対策局は以上でございます。

○岩下主査 説明が終了いたしました。

委員の皆様から質疑はございませんか。

○太田委員 主要施策の成果に関する報告書
の269ページ、管理課のほうですが。建設業の指
導を行ったということで、この表に新分野進出
が7件とありますが、こういった分野になって
ますか。

○福嶋管理課長 25年度は7件ということで、
これにつきましては、数字的には若干24年度ま
でと比べると少ない数字でございますけれど
も、25年度の7件の内訳といたしましては、農
林業が1件、小売業が2件、飲食サービス業が
2件、福祉分野が2件で、合計7件でございま
す。

○太田委員 わかりました。福祉分野っていう
ところも特徴的にだんだん出てくるのかなと思
いますが、いいでしょう。

じゃ次に、271ページの技術企画課のほうです
が。建設工場のリサイクル支援ということで、
発生土の有効利用とか、いろんなリサイクルと
いうことでされてると思いますが、285万円、こ
れは費目、款項目節の表現でいうと、これは何
費で出してるんですかね。例えば委託料とか、
何かそんな感じのものなんですか。

○高橋技術企画課長 285万円の主な中身は、新
技術活用促進で100万円程度、それから建設リ
サイクルのPRのリーフレットの作成費が50万円
程度になっておりまして、委託費が半分程度、
それからリーフレットの作成費、需用費等が4
分の1とか3分の1程度になっております。

○太田委員 いいことだと思いますので、イメ
ージを確認するためにですが。

県内でいろんな建設工場の発生土が生じた場
合に、有効に回していくといいますか、ここが
必要なんだよっていう情報を管理していくシ
ステムみたいなものなんですかね。どこが管理を

してどういう指示をするのかとか、イメージはどんなものなんですかね。

○高橋技術企画課長 今、おっしゃられたように、各現場で土が出るとか、土が足りないとか、そういうような情報をシステムとして一括に情報提供するというので、各発注機関あるいは各現場でやられている工事間の土の流用とかがスムーズになるような目的でシステムを運用しているところでございます。

○太田委員 どこかの委託会社で管理をさせてるのか、県で直接、情報の管理をされてるんですか。

○高橋技術企画課長 システムとしましては、国の日本建設情報総合センターのシステムを利用しています。各地区で連絡会を催しまして、活用の促進とか、年一回程度集まって、新たな情報提供をお願いするという会議もやっているところです。

○太田委員 わかりました。何とかセンターで管理をして、その情報を有効活用してるということですね。わかりました。

最後に、決算特別委員会資料のほうの6ページの管理課のほうでしたか、売払代金の収納前に引き渡しを行っておるということですが、これ、例えば品物はどんなものだったんですかね。

○福嶋管理課長 少し詳しく説明させていただきたいと思います。

この指摘された収入事務でございますけれども、重要備品に区分されます公用車の廃棄処分に関して、本来、廃棄する場合につきましては、処分伺の決裁を受けた後に、売却相手方の決定とか契約手続を行うとともに、収納のための調定調書を作成して代金の収納を確認した上で、公用車を相手方に引き渡しというような規定となっておりますところでございます。

今回の事案につきましては、引き渡し前に作成すべき調定調書が作成されてなくて、売却代金が収納されないままに引き渡しと処分が行われていたということで指摘を受けたものでございます。

○太田委員 わかりました。今、重要備品というふうに言われましたが、備品の中でも重要な、いわゆる代金をもらうべきものと、消耗品みたいな単に処分してしまうものとの分け方の考え方、内部規定みたいなものがあるわけですね。

○福嶋管理課長 重要備品として位置づけられているものは、100万円以上のものと公用車というような形で規定されるところでございます。

○太田委員 わかりました。調定を上げてなかったということで、向こうの業者のほうは既に支払ってはいたということもあるんですかね。調定を上げることがおくれて、銀行にはもう入ってたということですか。それとも、調定を上げなければ収納っていうのはあり得ないことなんですかね。

○福嶋管理課長 実際は、公用車の抹消手続を行う段階で気づいたということでございまして、実際の収納については、後であったということです。引き渡しと処分が先に行われ、その後で気づいたということでございます。

○太田委員 使わない備品類があつては邪魔になるから早くやりたいっていうのはあるのかなと思ったりもして。早く持って行ってくださいっていうようなこともあったのかなと思いますが、調定の云々っていうことであれば、早く調定を上げられればいいんだがなと思って質問させてもらいましたけど、わかりました。

○外山委員 271ページのリサイクルに関する新技術の登録と利用っていうのがありますが、単純なことを聞きます。この新技術というのは具

体的にどんな技術なんですか。リサイクルに関する新技術の登録と利用の促進とありますよね。この新技術というのはどんなものか全然わからんものだから、ちょっと説明をお願いします。

○高橋技術企画課長 この宮崎県新技術活用促進システムというのは、推進機構で運営しておりますシステムの中に、県内で開発された技術とか工法、資材、そういう情報を取り入れまして、その情報を県内で発信、共有することで建設工事に利活用させていただくというようなシステムをつくっているところでございます。

○外山委員 いや、この言葉はわかるんだけど、具体的に、例えばこうやってするっていうのが新技術なのかを知りたいんですよ。

○高橋技術企画課長 例えば、一番わかりやすいのが、リサイクルにもなるんですけど、新燃岳の爆発によりまして多量に出た降灰を都城市周辺で集めまして、何とかそれがうまいこと利用できないのかということで、れんがの材料、資材の一部として、新しい素材のれんがをつくったと。そういうものが最近では一番なのかなと思っております。

○外山委員 わかりました。

高速道路の対策についてお尋ねしたいんですが、これも基本的な質問になるんですが、新直轄で工事がある分をやりましたよね。ところが、利用する方が高速道路は当然お金を払って乗るもんだと思っておったところ、東九州のある区間が無料で、ある区間は有料と。事業主体が違うもんだから、そうやってなるわけだけど、わかる人はわかっておるんでしょうけど、一般の方に新直轄という意味もあんまりわからんだろうし。何でこっちが有料で、こっちが無料か。そこあたりの啓蒙っていうか、PR。多くの方はわかってないですよ。何か具体的にそういう

啓蒙なり、PRはしておられるんでしょうかね。

○直原高速道対策局長 まず、一般の方に新直轄方式だっということをごんにお知らせはしていないものでして、恐らく利用される利用者の方は、開通してみてその道路が無料だっということをご初めて知るんだと思います。

それで、一番わかりやすい例でいいますと、高速道路のインターチェンジを案内する一般の平場での標識に、ここは無料の区間ですというようなことを書くことが利用者の方にお知らせをする一般的な方式と認識しております。以上です。

○外山委員 無料区間があるんだったら有料の区間も無料にならんのかということと言われるんですよ。新直轄を取り入れたときまで戻る話になるかもわからんけど、有料区間を無料にすることはできないんですかね。法を変えんといかんということまで含めて、どうなんですかね。参考のためにちょっと聞きたいんですが。

○直原高速道対策局長 できるかできないかと言われれば、できると思いますが、今、高速道路の建設費を借金でつくっておりますので、その借金を片づけなければ無料にはできないという認識でございます。宮崎県内だけの借金を返せばいいわけではなくて、全国がもう今、プールで借金になってますので、その借金を全て返さないと無料にならないという、理屈上の仕組みはそうなってますので、かなり難しいのではないかなと思っております。以上です。

○外山委員 非常に難しいことは、よく私もわかるんですけど、短い区間から無料にしていく。例えば、国の財政状況がよくなってきた段階で、その借金を国のほうが肩がわりすればそこは無料になりますね。ただ、そういうことが将来可能かどうか。それは不可能じゃないと思うんで

すが。

それから、利用者にしてみたら非常に何ていうか、おかしいなという単純な、率直な意見なんです。ですから、今ここでこれ以上議論しても、これは法律を変えんといかんところも出てくるでしょう。そこ辺のところを、ちょっと局長に所感をお聞きしておきたかったんです。

○岩下主査 ほかに質疑はございませんか。

○宮原委員 道路保全課のところで、274ページです。沿道修景美化の推進対策ということで経費が、予算額、決算が出てるんですが。この条例に基づいて、宮崎県は観光でということまで力を入れてる部分でもあるかなと思うんですけど、予算っていうのはピーク時からするとどんな状況になるんでしょうか。

○駒松道路保全課長 沿道修景美化推進対策費ですね。今、手元に数年、5年分ぐらいあるんですけど、ほぼ予算は変わっておりません。

○宮原委員 予算が変わってないということで、ここに樹木の高木化とか老木化、特に高木になれば当然高所作業車とかを使ってやるんだと思うので、高くなればなるだけコストはかかるということになるんだと思うんですけど。そうしたときに、逆に予算は伸びていかないと沿道の修景は保てないということになるんだろうと思うんですけど、その辺はどうなんですかね。

○駒松道路保全課長 委員、御指摘のように、木が大きくなって高所作業車が必要になる、また、道路整備が進んで植栽地区がふえる。こういった観点から、道路維持費、特にこの植栽とかも、道路の延長とかに合わせても伸びていく必要がある、予算もふえて伸ばしていく必要があるとは思ってます。ただ、県内の予算が厳しいということで、今のところ現状維持の状況になってるところです。

○宮原委員 あと、今度は草が茂るんですけど、物すごく丁寧に集めて、そして持ち出しされてますよね。あれ、逆に物すごくコストがかかるんだと思うので、今、年間に1回しか刈ってないのかな、場所によっては2回なのかなっていうふうに思うんですけど、できればその回数を多くしたほうが、変な話だけど、持ち出す必要もないのかなというような時点で刈ってしまえば自然消滅をしてしまうというような状況もありますよね。そういうことはなかなかできないんでしょうか。

○駒松道路保全課長 一つは、何回も刈ると、かえって一回で出る草の量が少ないので安くなるのではないかということ。それは、やっぱり刈る手間というのが要りますので、一回刈るときには交通誘導員をつけて払うので、やっぱり回数がふえると、2回やると倍になるわけじゃないかもしれませんが、そういった観点からやっぱりお金はふえていきます。

それともう一つは、刈った後の草の処理、運搬費であるとか、あとは草の処理としては堆肥化の処理とか、そういった観点で見てるんですけど、刈った草っていうのはどうしても廃棄物の扱いになりますので、現場にずっと残しておくというのは、ちょっと厳しいのかなと思ってます。

○宮原委員 厳しいね。よく理解はできるんですけど、自分たちも田んぼをつくっていると、ちっちゃいうちに刈っちゃえばなくなるんですよ。大きくなるとやっかいなのでっていうことで、しょっちゅう刈ってるんですけど。

物すごくきれいにされてるので、きれいにした直後はいいんですけど、すぐ伸びてくるので。逆に言うと何回かしたほうがコスト的には下がるんじゃないかなという思いですけど、今言わ

れるように、あれだけきれいにしようと思えばやっぱり手間が要るということですよ。条例に基づいて、どうもやっぱりなかなか厳しいですよ。昔からすると何かきれいになってないような感じがするものですから、限られた予算でしようから、その中で最大限、努力をしていただきたいと思います。

○新見委員 報告書の269ページ、管理課の部分ですけれども、出前講座現場見学会が実績内容として掲げてあります。出前講座の部分を読むと、私、県の建設業協会の方が工業系の学校に行かれるのかなと思ったんですけど、この記載の表現を見ると、建設業協会の職員と工業系の高校の先生が一緒になってどこかの企業に出前講座に行かれるのかなというふうにもとれたんですけど、どっちでしょうかね。

○福嶋管理課長 この事業につきましては、25年度から開始をしたものでございまして、建設業協会が県内の工業系高校のほうに出向きまして生徒さんに出前講座をやったりとかということをやっています。それから、一緒になって現場見学をして、建設業のすばらしさっていうんでしょうか、こういうものづくりをしてるんですよっていうようなことをやってる事業でございまして。

○新見委員 ということは、ここに記載の196名とは、あくまでの生徒さんの数っていう意味ですね。

○福嶋管理課長 はい、そうでございます。

○新見委員 何校ぐらいがこの対象になったんでしょうか。

○福嶋管理課長 これは、県内の5校の工業系の高校で実施をいたしたところでございます。

○新見委員 続きまして、技術企画課ですけれども、271ページです。ここに、県の新技術活用促

進システムのことが書いてありますが。この中身は、いろんな分野に、いろんな企業が登録されますよね。その中に、リサイクルに関する新技術の新しい分野がそこに追加になったっていう意味なのか、今まであった部分に、さらにリサイクルに関する新技術をたくさん登録するように仕向けたのか。そのどっちでしょうかね。

○高橋技術企画課長 新技術システムでございますので、県内で開発された技術、工法を登録するようになってまして、その中にリサイクル関係のやつも入ってくるということになっております。

○新見委員 登録した後、やっぱり登録したものを利用してもらうことが大事な部分じゃないかと思うんですが、じゃ、これを使ってみようかっていう、そういう状況は今どういう感じでしょうかね。このシステムの利用状況、採用状況。

○高橋技術企画課長 年に二、三十件、新たに登録されてるんですけど、その発表会みたいなものを年に1回やっております、そこで新しく登録されたやつをPRしていくというふうな活用をしております。

○新見委員 じゃ、最後にもう一点。277ページですけれども、道路保全課の部分ですが、通学路の緊急合同点検を踏まえた上で、いろんな整備をされておりますけれども。この成果のところの上から3行目、今後のことですが、市町村が策定する通学路交通安全プログラムに基づく対策というふうにあります、ここの部分もちよつと詳しく教えていただきたいなと思います。

○馴松道路保全課長 一つは、一番上に書いてます緊急合同点検は、24年度に全国的に通学生の事故があったということで行ったものですけど、これと似たような取り組みでして。24年度

のときには緊急ということで突発的なものだったんですけど、今後は、この通学路交通安全プログラムというのは、何ていいますか、定期的に行っているというものでして、例えば、警察、教育委員会、学校、PTAと、あと道路管理者が皆合同で、その通学路のどこが危険かと、何を、どういう対策をするのがいいのかということを現地で一緒に点検をして、対策をこのプログラムに盛り込んでいく、それを公表していく、そういったことになります。それは歩道の整備だけでなく、例えばガードレールであったり、例えば立ち当番、ソフト対策ですね、こういったやつも入ってきます。

そういったプログラムを作成して公表することによって、国からの補助金っていいますか、交付金も重点的に配付されるというふうにお聞きしてるので、ぜひ、ことしは、26年度に全ての学校と協力しながらこれをつくっていかうということに取り組んでいるものです。

○新見委員 各市町村がプログラムを策定中ということですかね。

○馴松道路保全課長 委員が言われるように、現在、夏休みとかから、かなりふえてきておまして、今年度いっぱい全部つくっていきたいなと思ってるところです。

○後藤委員 今、それに関連してなんですけど、道路管理者、警察、学校関係者の立ち合いを緊急合同で行ってきまして、いつも路側帯っていうか、白線の不備がよく見られます。白線を引いてくれとか、よく警察のほうに要望が行くんですよ。その道路管理者が国、県、市町村道とかありまして。私も何回か立ち会いしたことあるんですけど、その場で、責任区分っていうか、白線は市町村ですよとか、そこら辺をはっきりしないと、毎年毎年、いつも点検して、かなり

の件数していただいているんです。

委員長も今回の議会でも質問しましたが、今、路側帯及び白線が非常に不備だっている指摘を受けてるんですよ。やはりあれだけ通学点検して、皆さん方が児童の安全を願ってる中で、なかなか予算の手当てがつかないというのが、非常に県も含め、市町村も悩ましい部分がある、この通学路の安全対策のもととなる白線、路側帯、簡易歩道整備なんですけど。

今、新見委員も言われましたけど、安全プログラムの中にやっぱり県も十分お入りいただいて、御指導いただきたいなという点があるものですから、よろしく。要望ですけど、お願いしておきます。

○渡辺副主査 1点だけ伺います。報告書の275ページ、道路保全課の分ですが、クリーンロードみやぎ推進事業、これ、地域の方々がいろいろと道路の管理、自分たちでできることをやろうという面も含めてある取り組みだというふうに思ってますけれども。

基本的な考え方として、これはまだ、これからもふやしていけるものなのか、それとも、もうこのぐらいで大体いいんですって話なのか、その辺は、基本的な考え方はどうなんでしょうか。

参加者数とかはふえていってると、団体もふえていって傾向になってるかと思うんですが、今後の見通しというか、考え方をお伺いできればと思うんですが。

○馴松道路保全課長 副主査が言われたように、275ページの下のほうに年度別の延べ活動参加人数を書いていて、これは現在、ふえてきます。これはやっぱりPRとかをして、ホームページとかにも載せたり、土木事務所でもPRしていただいて、ふやすよう取り組みをしてる

ということで、基本的な考え方は、ふやしていきたいと考えているところです。

それはなぜかという、やっぱ道路の、自分の住んでるとこの環境といいますか、環境を改善することによって道路に対する愛着とかも、草刈りだけじゃなくて、ごみの問題とか、そういったものも少なくなるといいますか、道路に対する愛着を持っていただくような観点でも、これをふやしていくのがいいと思っております。

○直原高速道対策局長 先ほど外山委員から御質問のありました、高速道路の有料、無料の話についてなんです。むしろ宮崎県内では無料の高速道路が各地にありますので一般的のように見えるんですが、高速道路が無料であるっていうのは、かなり全国的に見ると、そこには恵まれた措置をしているという、要は特別扱いをしているものでございます。その特別扱いが当たり前なんだと、要は、今でいいますと、延岡から宮崎、それとえびのまで向かう区間も無料にすべきなんだという話になってくると、それが、これからもまた日南や志布志に向かっていく道路についても恐らく特別扱いがなされるんでしょうけども、それまで見失ってしまうような結果になりかねないとちょっと心配になったものですから。

もし一般の御利用の方が、何でここは無料で、ここは有料なんだろうというような、無料のところを乗ってるときに疑問に思われたときには、そこは国から宮崎県に対して、さらに手厚い措置が加えられた結果なんだというふうに御理解いただけるように、委員の皆さんも含めまして、そういった事情なんだということを、全国的に見ますとあるということをちょっとつけ加えて御説明させていただきました。

○外山委員 せっかく今、説明いただいたもん

ですから、もうちょっと、後で総括のときにお聞きしようと思ったけども、ここで聞いたほうがいいと思って。

今度、日南から串間のほう、それから九州自動車道、これは新直轄でいくのか、それともNEXCOのほうですのか、そこ辺はもう決まってるんですか。

○直原高速道対策局長 まだ、未定です。どんな事業方式でいくかは未定ですが、全国的な流れを見ましたときに、有料方式でやるという可能性は極めて薄い、もうほとんどないと思っております。

○外山委員 新直轄の地元の負担金とNEXCOがやるときの地元の負担金は違うんですかね。

○直原高速道対策局長 NEXCOがやる場合は、地元の金銭的な負担はございません。それに対しまして、例えば新直轄方式ですと、県の負担が今年度ですと11.5%あたりと、大体1割強ぐらいあたりいたします。

○外山委員 ということは、NEXCOにやってもらうほうが県持ち出しがないから助かるわけですね。さっきの話だと、もうほとんど新直轄でいくということだけど、工事を早く進捗するというところもあるのかもわからんけど、できたらNEXCOにやってもらうほうが宮崎県としてはいいと思うんですけど、国のほうにそこ辺の要請はできないんですか。

○直原高速道対策局長 ちょっと話を戻しますと、10年ほど前に道路公団の民営化がございました。そのときには道路公団は——その後で継承するNEXCOが結局やることになるんですが——採算のとれる線しかつからない、ほかの路線はもうやらないという、整理が一旦ありました。

それで、その後で、それじゃこれからつくら

れない路線は余りにもかわいそうだろうと。それと、国がその前に、もう何十年も前ですけども、国土開発計画などで、例えば本県ですと、佐伯と延岡の間をつくるという約束をしたのに、道路公団ではもう採算のとれる線しかつくりたくないという、また別の決定をしてしまうと、その空白のところを何にもならなくなる。それを国や県の財政も入れて特別としてつくるというのが、敗者復活みたいな措置でやられてるといような形がございます。

それもありますので、ひょっとするとですけども、宮崎から日南、それと志布志に向かう路線で採算がとれるような方法があるのかもしれませんが、それはちょっと今のところはまだ見出せてないということもありますので、可能性が相当薄いのではないかというふうに、申し上げてるのはそういったところでございます。

○外山委員 非常に核心部分をきちっと説明していただけてよくわかりました。

○岩下主査 それでは、以上をもって、管理課、用地対策課、技術企画課、道路建設課、道路保全課、高速道対策局の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時14分休憩

午前11時16分再開

○岩下主査 分科会を再開いたします。

これより、河川課、砂防課、港湾課、都市計画課、建築住宅課、営繕課の審査を行います。

平成25年度の決算について、各課の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、6課の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○大谷河川課長 河川課でございます。

当課の決算について御説明をいたします。

まず、委員会資料の19ページからでございますが、まず、24ページをお開きください。

一番下の段の河川課の計をごらんください。

当課の平成25年度決算額は、予算額が192億6,656万7,000円、支出済み額が142億2,821万4,674円、翌年度繰越額が49億8,556万8,000円、不用額は5,278万4,326円で、執行率は73.8%、翌年度繰越額を含んだ執行率は99.7%となっております。

次に、(目)の執行残が100万円以上、それと執行率が90%未満のものにつきまして御説明をいたします。

戻っていただきまして、19ページをお開きください。

まず、3行目の(目)河川総務費であります。執行率は79.1%となっております。

これは、ダム施設整備事業の翌年度への繰り越しによるものであります。

次に、20ページ、4行目の(目)河川改良費であります。不用額が220万4,111円、執行率は72.9%となっております。

不用額の主なものといたしましては、国の直轄事業における事業費の確定に伴う執行残であります。

また、執行率につきましては、広域河川改修事業などの翌年度への繰り越しによるものであります。

次に、21ページをお開きください。

中ほどの(目)海岸保全費であります。不用額が629万4,000円、執行率は71.9%となっております。

不用額の理由といたしましては、海岸漂着物地域対策推進事業における事業費確定に伴う執行残でございます。

また、執行率につきましては、公共海岸事業

の翌年度への繰り越しによるものであります。

次に、22ページの(目)水防費であります。不用額が467万6,014円、執行率は86.3%となっております。

不用額の主なものといたしましては、県内13ダムにおける施設の維持管理費等の執行残でございます。

執行率につきましては、ダム施設管理事業の翌年度への繰り越しによるものであります。

次に、23ページをお開きください。

3行目の(目)土木災害復旧費であります。不用額が3,960万9,551円、執行率は70.6%となっております。

不用額につきましては、事業費確定に伴う執行残でありまして、執行率につきましては、翌年度への繰り越しによるものであります。

次に、主要施策の成果について、主なものを説明いたします。

主要施策の成果に関する報告書の河川課のインデックスの280ページをお開きください。

(2) 良好な自然環境・生活環境の保全についてであります。

主な事業及び実績であります。表の一番上の改善事業「次代へつなげよう！魅力ある川・海づくり」では、宮崎の川と海の自然環境の保全活動を行う56団体に対しまして、資材の支給などの支援を行うとともに、河川愛護に関するシンポジウムを2回、開催をいたしました。

また、水難事故防止のための安全教室にライフセーバー団体等による講師をサポートとして派遣をしたところでございます。

次に、281ページをごらんください。

施策の成果等であります。

河川や海岸の美化清掃を行う愛護ボランティア活動の延べ参加人員につきましては、下のボ

ランティア活動状況の表にありますとおり、平成25年度は7,575人の参加がありました。

さらに、県民と行政が協働して堤防の草刈りを行う河川パートナーシップ事業への参加団体数につきましては、その下の表にありますように、534団体と大幅に増加をいたしました。これは、一番上の施策の進捗状況の表にあります平成26年の目標値460団体を大きく上回っております。

また、河川愛護に関するシンポジウムなどを開催することで、県民の河川愛護の意識向上が図られたところであります。

これまでの官民協働による河川・海岸の環境保全の取り組みにより、県民の河川・海岸愛護意識は着実に高まってきておりますが、なお一層の愛護意識の醸成を図るため、引き続き、県民の皆様とともに魅力ある川づくり、海づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、282ページをお開きください。

(1) 安全で安心な県土づくりであります。

まず、表の広域河川改修であります。

これは、平成17年の台風14号などにより浸水被害を受けました耳川外8河川におきまして、河道掘削や築堤などの整備に取り組んだところでもあります。

次の、水防災対策であります。

同じく台風等で浸水被害を受けました五ヶ瀬川外4河川におきまして、輪中堤の整備や宅地のかさ上げなどを行うことにより、家屋の浸水被害の防止・軽減に取り組んだところでもあります。

283ページをごらんください。

1番目の公共海岸であります。これは、老朽化した海岸施設の機能回復及び津波等に対する強化を図るもので、日南市の風田海岸、平山

海岸において護岸のかさ上げなどに取り組んでいるところでもあります。

次の、県単河川改良であります。

これは、湯の元川外33河川におきまして、河道掘削や築堤、河川の堆積土砂の除去などに取り組んだところでもあります。

次に、284ページをお開きください。

1番目の直轄河川工事負担金であります。

これは、国が実施をします大淀川外3河川及び宮崎海岸の整備に対する県の負担金であります。河川の洪水対策や海岸の浸食対策に取り組んでいただいたところでもあります。

次に、3番目のダム施設整備であります。祝子ダム外3ダムにおきまして、放流設備の改造や管理事務所の改築等に取り組んだところでもあります。

286ページをお開きください。

施策の成果等につきまして御説明をいたします。

まず、①ですが、平成17年台風14号などにより甚大な浸水被害が発生した河川を中心に改修事業を実施しているところではありますが、平成25年度は、当初予算に加え、補正予算を確保したことで、市木川や大淀川の完成が1年早まるなど、事業の進捗が図られたところでもあります。

しかしながら、河川の整備率は48.2%と、いまだ低い水準にありますことから、今後とも、より一層重点的に河川改修を推進していく必要があると考えております。

また、②のソフト対策であります。県民へわかりやすい防災情報の提供を行うために、雨量局、水位計及び河川監視カメラを計画的に設置しており、平成25年度からは塩見川河口や伊比井海岸など5カ所において、津波状況を監視するカメラの画像をインターネットで配信を

しているところであります。

③にありますように、地震・津波対策といたしまして、広域河川改修事業などにより一ツ瀬川などで堤防の液状化対策などを実施し、県単河川改良事業では、引き続き小規模な樋門等の自動閉鎖化に取り組んでいるところでもあります。

また、比較的発生頻度の高い津波、いわゆるL1津波に対する要対策箇所の検討結果について公表したところでありまして、今年度から事業着手に向け取り組んでいるところでございます。

次に、④の宮崎海岸の浸食対策につきましては、平成23年度に工法が決定をされ、突堤建設や埋設護岸などの対策工事が進められているところでもあります。

⑤の災害復旧事業につきましては、決定箇所の96%について工事に着手をし、早期復旧に努めているところでもあります。

最後に、⑥であります。御承知のとおり、本県は、洪水、地震、津波など自然災害のリスクが高いことから、県土の強靱化を着実に推進していく必要がございます。そのために25年度は、補正予算を確保し、一定の事業進捗が図られたところではありますが、今後も引き続き、必要な予算確保に努めるとともに、効果的な事業執行を行い、ハード、ソフトの両面から防災・減災対策を推進していく所存であります。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書につきましては、特に報告すべき事項はございません。河川課は以上でございます。

○土屋砂防課長 砂防課でございます。

当課の決算について御説明をいたします。

委員会資料の25ページをお開きください。

26ページまでが当課の決算内容でございます。26ページの一番下の欄、砂防課の計をごら

んください。

当課の平成25年度決算額は、左から予算額87億1,940万3,000円、支出済み額58億534万5,862円、翌年度繰越額28億9,288万7,000円、不用額2,117万138円、執行率66.6%で、翌年度への繰越額を含めると、括弧書きの99.8%となります。

次に、(目)の執行残が100万以上のもの、または執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

25ページをごらんください。

ページの中ほどの(目)砂防費でございます。執行率が66.4%となっております。

これは、主に繰り越しによるものでございます。

また、不用額の2,117万138円につきましては、国庫補助・交付金事業費等を確定したことによるものでございます。

次に、主要施策の成果について御説明をいたします。

報告書の砂防課インデックス、287ページをお開きください。

(1)の施策、安全で安心な県土づくりでございます。

主な事業について御説明をいたします。

表の一番上、通常砂防でございます。

主な実績の内容等でございますが、椎葉村の一ツ瀬川外16溪流において堰堤工などを整備しております。

次に、3番目の地すべり対策でございます。

椎葉村の大藪地区外3地区において観測調査などを実施しております。

288ページをお開きください。

表の一番上の急傾斜地崩壊対策でございます。

宮崎市の南方垣下1地区外39地区において、

擁壁工及びのり面工を整備しております。

次に、2番目の総合流域防災についてでございます。

宮崎市の富吉上村地区外5地区において、急傾斜地崩壊対策のための擁壁工及びのり面工を整備しております。

また、日南市の小河内川外19カ所において、既存の砂防関連施設の緊急改築事業としまして用地測量等を実施しております。

また、基礎調査につきましては、土砂災害警戒区域等の指定のため、県内一円で調査を実施しております。

次に、3番目の県単砂防でございます。

諸塚村の榎木谷川外22溪流において、水路工及び護岸工を整備しております。

289ページをごらんください。

表の上から2番目の県単自然災害防止急傾斜地崩壊対策でございます。

これは、市町村が実施する工事に対する補助金でございます。宮崎市の浮田鳥越地区外13地区において、擁壁工及びのり面工を整備しております。

290ページをお開きください。

施策の成果等についてでございます。

土砂災害危険箇所の整備につきましては、平成25年度末の整備率が28.7%でございます。

また、土砂災害警戒区域の指定につきましては、25年度末の指定率が22.7%となっております。

今後とも安全で安心な県土づくりを目指し、土砂災害危険箇所の施設整備を推進するとともに、災害時の避難を円滑に行うための警戒避難体制の整備など、ハード・ソフト両面から総合的な土砂災害防止対策を推進してまいりたいと考えております。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書につきましては、特に報告すべき事項はございません。砂防課は以上でございます。

○葦方港湾課長 港湾課でございます。

当課の決算について御説明いたします。

委員会資料の27ページから33ページでございます。港湾課には、一般会計と特別会計がございますが、まず、一般会計から御説明いたします。

30ページの一番下の段の一般会計の計の欄をごらんください。

平成25年度決算額は、予算額87億4,396万1,487円、支出済み額64億4,991万6,337円、翌年度繰越額22億6,629万8,000円、不用額2,774万7,150円、執行率73.8%、翌年度繰越額を含めると99.7%となります。

次に、(目)の執行残が100万円以上及び執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

戻っていただきまして、27ページをごらんください。

(目)の土木総務費でございますが、不用額が551万6,963円となっております。

これは、主に空港整備直轄事業負担金の執行残でありまして、国の事業費の確定に伴うものであります。

次に、28ページをごらんください。

(目)の港湾管理費でございますが、不用額が2,173万187円となっております。

これは、主に直轄港湾事業負担金の執行残でありまして、こちらも国の事業費の確定に伴うものでございます。

次に、29ページをお開きください。

(目)の港湾建設費でございますが、執行率が59.7%となっております。

これは、主に港湾改修事業の翌年度への繰り

越しによるものでございます。

次に、30ページをごらんください。

(目)の港湾災害復旧費でございますが、平成25年度は災害がなかったことにより、50万円が未執行となっております。

次に、31ページをお開きください。

港湾整備事業特別会計の決算についてでございます。

決算額等につきましては、先ほど部長が御説明しましたので省略させていただきますが、一般会計と同じく(目)の執行残が100万円以上及び執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

(目)の港湾管理費でございますが、不用額が1,280万8,360円となっております。

これは、主に荷役機械や引き船に係ります維持・点検費の執行残であります。

次に、(目)の港湾建設費でございますが、執行率が43.5%となっております。

これは、細島港整備事業費の翌年度への繰り越しによるものであります。

次に、32ページをごらんください。

下のほうの(目)の予備費でございますが、平成25年度は173万円が未執行となっております。

次に、一番下の段の港湾課の計の欄をごらんください。

当課の一般会計、特別会計を合わせました平成25年度決算額は、予算額108億1,849万7,487円、支出済み額80億5,762万8,089円、翌年度繰越額27億1,857万8,000円、不用額4,229万1,398円、執行率74.5%、翌年度繰越額を含めると99.6%となります。

次に、33ページをお開きください。

港湾整備事業特別会計の歳入について御説明いたします。

一番下の段の歳入合計ですが、予算現額20億7,453万6,000円に対し、収入済み額が16億7,101万2,224円となっております。

次に、主要施策の成果の主なものについて御説明いたします。

報告書の港湾課のインデックスがございませぬ291ページをお開きください。

2の安心して生活できる社会の(1)快適で人にやさしい生活・空間づくりについてであります。

主な事業及び実績であります。みやざき臨海公園運営は、宮崎港一ツ葉地区にあります、みやざき臨海公園の管理運営を指定管理者に委託しているものでございます。

施策の成果等についてであります。表の中の右のほうにあります主な実績内容等にも記載しておりますとおり、公園全体の利用者数は26万9,700人、また、海水浴期間の利用者数は9万9,300人となっております。

各種イベント等の開催により利用促進を図ったところであり、前年を上回る利用状況となっております。

次に、292ページをお開きください。

1の経済・交流を支える基盤が整った社会の(1)交通ネットワークの整備・充実についてであります。

主な事業及び実績であります。港湾改修は、細島港、油津港、古江港におきまして、港内の静穏度を確保するための防波堤の整備などを行ったものであります。

その下の統合補助金は、細島港、油津港、内海港などにおきまして、臨港道路や岸壁の補修等を行ったものでございます。

次に、293ページをごらんください。

下から2段目の油津港利用促進支援でありま

す。

油津港では、チップ船などの大型船が利用する際に、他港からタグボートの回航が必要な状況となっております。このため、平成24年度から日南市が実施していますタグボート回航経費の支援事業に県が助成を行ったことにより、港の利用促進を図ったものでございます。

次に、294ページをお開きください。

細島港整備、多目的国際ターミナルふ頭整備であります。

この事業は、国が行う大型岸壁の整備に合わせ、平成23年度から平成26年度で背後の埠頭用地を県が整備するもので、平成25年度は野積み場などの整備を行ったところでございます。

295ページをごらんください。

施策の成果等であります。港湾整備につきましては、港湾の効率性、安全性、信頼性を確保するため、重点的、効果的な整備を行ったところでございます。

また、ポートセールス活動につきましても、港湾セミナーや企業訪問を積極的に実施したところであり。この結果、県内港湾のコンテナ取扱貨物量について過去最高の状況となったところでございます。

今後とも港湾のさらなる利用促進を図るため、港湾機能の充実・強化に努めてまいりたいと考えております。

主要施策の成果につきましては、以上でございます。

次に、監査報告についてでございます。

港湾課自体の指摘事項はございませんでしたが、港湾事務所で1件の指摘を受けております。

委員会資料の5ページをお開きください。

(1)収入事務の1段目でございます。

中部港湾事務所の、港湾施設用地使用料につ

いて調定事務がおくれているものが見受けられたとの指摘でございます。

今後は、財務規則の規定の確認を徹底することとともに、事務所内におきますチェック体制を強化し、適正な事務処理に努めるよう指導したところでございます。

最後に、監査委員の決算審査意見書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

港湾課につきましては、以上でございます。

○瀬戸長都市計画課長 都市計画課でございます。

当課の決算について御説明いたします。

委員会資料の34ページから当課の決算について記載しておりますが、まず、37ページをお開きください。

一番下、都市計画課、計の欄をごらんください。

当課の平成25年度決算額は、予算額38億95万3,000円、支出済み額が23億9,011万6,060円、翌年度への繰越額が12億8,678万4,000円、不用額が1億2,405万2,940円となっております、執行率は62.9%、翌年度繰越額を含めると96.7%となっております。

次に、(目)の執行残が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

34ページへお戻りください。

上から3段目、(目)の都市計画総務費であります、執行率82.6%につきましては、繰り越しによるものであります。

次に、35ページをごらんください。

上から3段目、(目)街路事業費であります、執行率58.7%につきましても繰り越しによるものであります。

次に、36ページをごらんください。

中ほど、(目)公園費であります、不用額1億2,404万236円となっております。

これは、主に交付金事業費が確定したことに伴う不用額であります。

また、執行率が64%となっておりますが、翌年度への繰越額を含めると90.9%となっております。

次に、主要施策の成果について主なものを御説明いたします。

報告書の都市計画課のインデックス、296ページをお開きください。

まず、1の(2)良好な自然環境・生活環境の保全であります。

表の1番目、公共下水道整備促進により、小林市外5市5町に対して財政支援を行うとともに、表の2番目、流域別下水道整備総合計画では、大淀川の水質基準を達成するための下水道整備の方針等を定めている現在の計画が、平成27年度に終期を迎えることから、その改定作業を行っております。

これらの取り組みによる施策の成果等ではありますが、297ページの上の表にありますように、下水道の整備などにより、県内の平成25年度末現在での合併浄化槽等を含めた生活排水処理率は74.7%となっております。

このうち下水道施設での処理率は、下の表に記載しておりますとおり、平成25年度末で49.3%となっております、施策の成果等の③にありますように、県の生活排水対策総合基本計画の目標値である平成26年度末の49.9%に対しまして、おおむね計画どおりの進捗となっております。

今後とも実施主体の市町村に対しまして、地域の実情に応じた効率的・効果的な整備が図られるよう支援を行ってまいります。

次に、298ページをお開きください。

2の(1)快適で人にやさしい生活・空間づくりであります。

表の2番目、広域圏まちづくり実行プログラム策定であります。これは、県が平成23年度に策定しました、都市計画区域マスタープランの実効性を高めるために、市や町と、市町村マスタープラン策定に関する勉強会などを行いながら、マスタープラン策定のための参考資料を策定したものであります。

次に、表の3番目、人との絆でつくる景観まちづくりであります。これは、景観行政団体になった市町村のうち、景観計画の策定に取り組まれた小林市外2町村に対して財政支援を行ったほか、地域住民や行政職員を対象とした景観研修の開催や、景観に関する検討会などへの景観アドバイザーの派遣等を行ったものであります。

次に、右のページの表の1番目、都市計画に関する基礎調査実施であります。これは、都市計画法の規定に基づきまして、人口や産業、土地利用の状況等を調査するもので、18の都市計画区域のうち、宮崎港域都市計画区域など2つの区域について調査を実施したところであります。

300ページをお開きください。

これらの取り組みによる施策の成果等ありますが、②にありますように、市町村のマスタープランが県の都市計画区域マスタープランに即したものとなるよう、関係市町へ支援を行ったところであります。

また、③にありますように、市町村の景観計画策定や景観整備機構の活動支援、人材育成や各種団体のネットワークづくりの支援により、地域の主体的、持続的な景観まちづくり活動が

展開されております。

さらには、⑤にありますように、基礎調査の結果につきましては、マスタープランの改定や都市計画の決定に活用し、集約型都市構造の形成に取り組むこととしております。

なお、⑦にありますように、市町村マスタープランや景観計画の策定などの市町村支援並びに都市公園整備により一定の成果が見られたところでありますが、平成26年度も引き続き、施策を推進し、市町村との連携を一層深め、快適で人に優しい生活・空間づくりに努めていきたいと考えております。

次に、右のページの(2)地域交通の確保であります。

表の2番目、土地区画整理につきましては、施行地区内の都市計画道路が整備され、都市基盤整備の促進が図られることから、日向市の日向市駅周辺地区など県内2地区で、その整備費について支援を行ったものであります。

次に、表の3番目、公共街路であります。これは、宮崎市街地の中村木崎線外9路線におきまして街路の整備を行ったものであり、延長1,178メートルを供用したところであります。

次に、302ページをお開きください。

これらの取り組みによる施策の成果等ありますが、②にありますように、街路整備等の推進により、地域交通ネットワークと連携した放射・環状道路、交通結節点へのアクセス道路など、まちづくりと一体となった道路整備を進めたところであります。

今後とも、都市部における安全で円滑な交通を確保する道路整備を進めるとともに、安心して快適な都市空間の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、303ページの3の(1)安全で安心な県

土づくりであります。

表の「公共都市公園整備」であります。総合運動公園の第3陸上競技場改修工事や、老朽化した施設の機能更新工事を行ったものであります。

施策の成果等ではありますが、大規模災害に対する被害の軽減や、安全で快適な施設の利用促進を図ったものであります。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

都市計画課については以上であります。

○森山建築住宅課長 建築住宅課でございます。

当課の決算について御説明いたします。

委員会資料の38ページから41ページであります。まず、41ページをお開きください。41ページでございます。

一番下の段の建築住宅課、計の欄をごらんください。

当課の平成25年度決算額は、予算額32億1,284万7,000円、支出済み額28億3,131万2,102円、翌年度繰越額3億6,593万4,000円、不用額1,560万898円、執行率88.1%、翌年度への繰越額を含めると99.5%となります。

次に、(目)の執行残が100万円以上のもの、執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

38ページにお戻りください。

中ほどの(目)建築指導費ではありますが、不用額が574万8,292円となっております。

不用額の主なものとしましては、建築確認申請に伴う構造計算適合性判定の件数が、予想していた件数を下回ったことなどにより、不用額を生じたものであります。

次に、39ページをお開きください。

中ほどの(目)都市計画総務費ではありますが、執行率が75.3%となっております。

これは、主に都市計画法に基づく開発審査会での審査件数が予想を下回ったことにより、審査会の開催が少なくなったため不用額を生じたものであります。

次に、下から4行目の(目)住宅管理費ではありますが、不用額が735万390円となっております。

不用額の主なものとしましては、県営住宅の修繕費として、電気・給排水設備の故障、風呂釜の交換などの緊急修繕や退去修繕のための経費を確保しておりましたが、想定を下回ったことなどにより不用額を生じたものであります。

40ページをごらんください。

下から5行目の(目)住宅建設費ではありますが、不用額が231万4,274円となっております。

不用額の主なものとしましては、市町村が整備する高齢者等の特定目的住宅に対し、その整備費の一部を助成する、人にやさしい公営住宅整備拡充事業における市町村からの申請が見込みを下回ったことなどにより、不用額を生じたものであります。

また、執行率が82.7%となっておりますが、翌年度への繰り越しを含めると99.9%となっております。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

主要施策の成果に関する報告書の建築住宅課のインデックス、304ページをお開きください。

まず、(1)快適で人にやさしい生活・空間づくりについてであります。

主な事業及び実績について御説明いたします。

まず、新規事業の県営住宅標高表示板設置につきましては、沿岸10市町に立地する県営住宅62

団地において測量調査を行い、各団地に1カ所ずつ標高表示板を設置いたしました。

その下の公共県営住宅建設の住宅整備事業につきましては、日南市の馬越団地4号棟1棟20戸を着工し、本年9月に完成しております。また、宮崎市内のひかりヶ丘C団地2～9号棟までの8棟22戸及び平和ヶ丘団地1号棟1棟40戸が完成し、高鍋町の持田団地3号棟1棟40戸は、本年4月に完成したところです。

また、環境整備事業としては、西都市内の久保鶴団地外におきまして、外壁改修等を実施したところであります。

305ページをごらんください。

市町村営住宅建設促進につきましては、人にやさしい公営住宅整備拡充事業として、市町村が整備する高齢者や障がい者世帯向けの特定目的の住宅に対し、その整備費の一部を助成したところであります。

次に、2つ下の新規事業、宮崎県住生活総合調査でございます。

この調査は、昭和35年から5年ごとに実施しているものでありまして、国が実施する全国調査と連携して、住まいや周辺環境に対する意識、住みかえ等の居住状況の変化などを継続的に把握するものでありまして、これによりまして、宮崎県住生活基本計画策定における施策の検討のために必要となる基礎的な資料を得るために行ったものであります。

306ページをお開きください。

施策の成果等についてであります。②にありますように、県営住宅の建てかえや高齢者対応改善工事の実施により、居住環境の向上やバリアフリー化の推進に努めてまいりました。

今後とも、高齢者等の住宅確保要配慮者の居住の安定を確保するために、計画的な住宅整備

に努めてまいりたいと考えております。

307ページをごらんください。

(1) 安全で安心な県土づくりについてであります。

主な事業及び実績でございます。

建築物防災対策につきましては、既存建築物等安全対策推進事業としまして、耐震相談窓口の設置や建築物防災展の開催などを実施いたしました。

また、木造住宅耐震化リフォーム促進事業において、県内19市町で139戸の耐震診断、12市町で30戸の耐震改修の補助をそれぞれ行うとともに、7市町で72件のアドバイザー派遣を実施したところであります。

施策の成果等についてであります。木造住宅の耐震化に係る所有者の費用負担を軽減するため、耐震診断と耐震改修の補助事業を実施し、特に平成25年度から耐震改修の補助率を一部3分の1から2分の1に引き上げることにより、耐震改修の件数が伸びたところであります。

今後とも、引き続き建築物所有者の防災意識の高揚を図り、木造住宅の耐震化の促進に努めてまいりたいと考えております。

主要施策の成果については以上であります。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書につきましては、特に報告すべき事項はございません。建築住宅課は以上でございます。

○上別府営繕課長 営繕課でございます。

当課の決算について御説明いたします。

委員会資料の42ページから43ページに記載していますが、まずは、43ページの一番下の段の営繕課、計をごらんください。

当課の平成25年度の決算状況は、予算額7億3,355万7,000円、支出済み額7億1,640万5,549円、不用額1,715万1,451円となり、執行率は97.7

%となっております。

次に、(目)の執行率が90%未満のものはございませんが、執行残が100万円以上のものについて御説明いたします。

42ページをごらんください。

上から3段目、(目)の財産管理費であります。が、不用額が1,708万8,729円となっております。

主なものとしましては、組織改正に伴う執務室改修等に係る修繕費の執行残と、庁舎、公舎等に係る営繕工事費の執行残であります。

次に、主要施策の成果であります。当課は該当ございません。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書につきましては、特に報告すべき事項はございません。営繕課は以上であります。

○岩下主査 各課の説明が終了いたしました。

質疑につきましては、午後1時より開会をいたします。

暫時休憩いたします。

午後0時3分休憩

午後1時0分再開

○岩下主査 分科会を再開いたします。

河川課、砂防課、港湾課、都市計画課、建築住宅課、営繕課の説明が終了いたしました。

委員の皆様から質疑はございませんか。

○太田委員 主要な施策の成果に関する報告書の284ページ。ダム施設管理ということで、堆積土砂の除去という業務がありますが、堆積土砂については、どういう年数をもって計画的にとっていくのか。ある程度、堆積させざるを得ないとは思いますが、どういうサイクルで、たまったということとっていかれるのか。それから、方法。漁協との関係とかあると思いますので、濁りやらの配慮とか、何かその辺のところ教え

てください。

○秋山ダム対策監 堆積土砂に関するお尋ねですけれども、ダムを計画するときに、計画としては大体100年の目安を考えて堆砂容量というのを設定してダムをつくっております。ただ、あくまでも計画ですので、年数がたってくると、どんどんたまって、特に平均でたまるんじゃないくて、側に一様にたまっていきますので、土砂除去につきましては、貯水池の上流端を集中的に行っているところです。

いわゆる県の管理するダムにつきましては、洪水調節という容量を確保しなくてははいけませんので、その部分の状況を見ながら掘削をしています。基本的に、あんまり水につかっているとこじゃなくて、水を引いた上でとりますので、余り濁りの出ないようにとっているところがございます。その状況については、毎年、堆砂状況という形で測量調査をして、しゅんせつするか掘削するかということ判断しております。

○太田委員 わかりました。堆積土砂の関係は非常に悩ましいことではあると思いますけど、構造上、ダムからそういったのを放出するとかいうような手法っていうのは、もう基本的にはだめなんですね。

○秋山ダム対策監 県の管理しているダムにつきましては、建設年次も古いものも多いので、当時、建設するときにはそこまで考えておりませんでした。ただ、近年のダムにつきましては、そのような状況もありますので、必要に応じて事前に対策をやるというようなものもございません。

○太田委員 なるほどね。わかりました。

次のページの285ページ。施策の進捗状況の、河川改修が必要な区間の河川整備率ということになってますが。整備をしたところが分子であ

るとするならば、分母が何らかの河川改修が必要な区間として、何か計画の中で認定されたものだろうと思いますが。その分母のところの区間というのは、例えば危険なところとってあらかじめ認定されたところなのか。計画の中で、分母はこういう場所なんですというのがわかれば教えてください。

○大谷河川課長 河川改修が必要な区間のお話でございますが、県が管理する一級、二級河川の延長が全体で2,600キロほどございます。その中で、いわゆる流域の資産の状況とか、今までの洪水発生状況とか、山間部等で改修の必要がないといったものを勘案しまして、1,088キロ程度を改修の必要な延長として、分母で計上をしておるところでございます。

○太田委員 1,088キロっていうのは、半分近くの長さになりますけど、それは危険ではないとか、崩落するようなものではないけれども、その区間として見てるといことなんですね。だから、なかなか改修率が、整備率が進まないのかなという感じがして。48%とかいうのは、やってるほうだよという理解をしていいのかなと思って。

○大谷河川課長 おっしゃるように、1,088キロ、これを全て整備をするということは、285ページの施策の進捗状況を見ていただきましても、各年度、大体平均で0.5%、これ延長にしますと約5キロ程度になります。それぐらいしか進んでないというのはございます。改修をすべき1,088キロというのはございますが、やはり今までの洪水による被害とか、そういったところを重点的にやっていますので、全部を整備するのは非常に年月がかかります。

○太田委員 わかりました。遅々としてはおるけれども、確実にやっているという評価をして

よろしいということですね。わかりました。

それともう一つ、同じく300ページ、都市計画課のほうでいいますと、これ途中で説明があったかもしれませんが、景観行政団体の移行状況ということで、景観行政団体数というのがありますが、この言葉はどういう意味でしたかね。

○瀬戸長都市計画課長 景観行政団体についてのお尋ねですけども、これは、景観法に位置づけられました景観行政を推進するための機関ということで、県内26市町村ございますけど、平成25年度末で22の市町村が景観行政団体になっておられるということでございます。

○太田委員 わかりました。市町村のことですね。

最後に、委員会資料の33ページ。港湾特別会計。33ページの8の使用料及び手数料で、未収というのもあるようですが、港湾の場合の未収というのは、いかなる理由があるんですかね。

○葦方港湾課長 この未収につきましては、細島港におきます、野積場といいますか、土地の使用料ですとか、栈橋の使用料、この2件になっておるんですけども。これが、年度内の収入ができなかったということで未収入扱いになっております。ちなみに、平成26年の6月に収入は終わってるところであります。

○太田委員 全部で調定が4億2,000万円ですね。県の管理する港湾ごとに収入があると思うんですが、延岡港の場合は収入はどのくらいあるんですか。

○葦方港湾課長 延岡港と延岡新港というのがございますけど。

○太田委員 新港をお願いします。全部上げると大変ですが、大きなところから教えてください。

○葦方港湾課長 延岡新港につきましては、倉

庫みたいな上屋の使用料が、平成25年度で2,460万円余ございます。それから、野積み場の使用料が230万円余ございます。

○外山委員 委員会資料の38ページの建築住宅課。聞き漏らしか聞き間違いかわからないので、もう一回ちょっと確認したいんですが、建築指導費の574万8,000円ありますね。この減額は構造設計の申請が減ったからというふうに私は聞こえたんですけど、それでいいんですか。

○森山建築住宅課長 建築確認申請のときに大規模な建物等、特殊なものにつきましては、構造計算を建築確認適合性判定という第三者機関に審査してもらうようになっております。その件数が、おっしゃるように32件ほど見込んでおったんですけども、それが21件ということで、減ったということで不用額が生じております。

○外山委員 ちょっと前に、建築確認をする場合に、構造設計の確認が、その専門の建築士が非常に少ないということもあって非常におくれた時期がありますよね。あれから比べると、この申請がもう単純に減ってきたっていうことですか。要するに建築住宅、建築の確認申請が減ってきたんでそういうふうになったのか。それとも、そういうことを審査する建築士がふえてきたんでこういうふうになったのか。そここのところ、どうなんでしょうね。

○森山建築住宅課長 建築確認につきましては、一般的な木造の住宅から建築基準法によって確認申請とか出していただいております。この構造計算の適合性判定を要する建物といいますのは、例えば鉄筋コンクリート造で高さが20メートルを超えるものですか、木造であれば、高さが13メートルを超えるものとか、そういった特殊的な大規模な建物について、構造計算適合性判定ということで、第三者機関のほうに建築

士が一旦申請を受けまして、審査した後にその構造計算だけを審査してもらうわけです。

ここ最近で5年ぐらいで見ますと、一定というか、ばらばらなんですけども、例えば平成21年度は24件ぐらいありましたけども、ここ最近はもう十数件ですとか、25年度は21件あったわけです。建築については、いろいろ経済、社会情勢等の影響も受けると思いますけども、この構造計算適合性判定を受けてる建物、県が所管してる分については、今、申し上げたようなことでございます。

それと、建築確認の審査というのは、以前は行政のほうで、宮崎県ですとか宮崎市ほか、特定行政庁で行ってございましたけども、法改正が10年ほどになりますけども、民間機関でも審査できるようになりましたので、そういった分では、民間のほうに流れたりしておりますので、行政のほうの確認申請の数は、減っていると考えております。

○新見委員 報告書の281ページ。河川課の分です。一番上に施策の進捗状況ということですと一覧表がございしますが、平成25年度の実績値が534までいって、26年度の目標値が460というふうに数字が減ってるのは、説明があったかもしれませんが、減った理由、もう一回ちょっと教えていただきたいと思います。

○大谷河川課長 281ページの施策の進捗状況の目標値につきましては、県の長期計画等を決めたときに、26年度の目標値を定めております。数値を見ていただくとわかりますように、パートナーシップの事業の住民の方からの要望が非常に多うございまして、私どもが目標を立てていた以上に、パートナーシップ事業に参加していただく県民の皆さんがふえたというようなことになっております。

○**新見委員** ということは、当然26年度も、ここに記載してある目標値より、はるかに高い実績が予想されますけども、それはそれとして、前年度の実績を勘案して26年度はこのくらいという設定の仕方じゃなくて、当初の長計のプランのとおり、ここは数字が出てくるということですね。わかりました。

それと同じページの中ほど。河川や海岸でのボランティア活動状況における支援団体数が、平成25年度が56、河川パートナーシップ事業による参加団体数が534ということで数字がありますが、支援団体数の56というのは、具体的にはどういった団体が入ってるんでしょうか。

○**大谷河川課長** 支援団体数、ボランティア活動状況の支援団体数と河川パートナーシップの参加団体数がございしますが、中にはダブっておられる団体もございします。

上の支援団体のほうは、左の280ページにありますように、ボランティアさんがやっていたときに、ごみ袋であるとか軍手であるとか支給をしますということで参加をいただいている56団体になります。

河川パートナーシップにつきましては、地元の自治会とか、近くの河川の草刈りをしていただく場合に報償費としてお支払いをするというようになっておりまして、この団体数はそういった団体になっております。

○**新見委員** 河川パートナーシップ事業は大体自治会なんかの団体だとはわかるんですけど、もう一回、上のほうの支援団体。

○**大谷河川課長** 上のボランティアの活動状況の団体につきましては、例えば、宮崎で言えば、石崎川とか浜がございしますけれども、そこで、宮崎の海岸をみんなで美しくする会とか、団体組んでいただいて、そういった方がボランティ

アでやっていただくときに申請をしていただいて、支援をするというようなことになります。

○**新見委員** わかりました。自治会レベルじゃなくて、もうちょっと大きな団体という意味ですね。わかりました。

それと、305ページ。建築住宅課ですけども、1番目の市町村営住宅の建設促進事業で、25年度が、宮崎市、西都市、門川町で13戸整備されるということですが、ここに記載の市町の具体的戸数を教えていただけますか。市町ごとの。

○**森山建築住宅課長** 戸数を申し上げます。宮崎市が6戸、西都市が2戸、門川町が5戸、それで、宮崎市は障がい者向けが6戸でございまして、西都市と門川町は高齢者向け改善ということでございします。

○**新見委員** 宮崎市6戸は障がい者向けと。要するに、1階の部屋を利用しての、車椅子等々で入れるようなバリアフリーの対応かなというイメージがありますけども。これは、国と県単でやってますけども、宮崎市独自も当然、それなりの負担があるわけですよ。

○**森山建築住宅課長** この障がい者向け6戸につきましては、建てかえで整備したものでございしますが、建てかえに際しましては交付金の45%の補助がございします。

○**新見委員** 最後にしますが、県営住宅のバリアフリー対応等は、この表上ではどこに入ってくるんですかね。304ページのほうですかね。県営住宅のバリアフリー対応。

○**森山建築住宅課長** 前ページの304ページでございしますけども、公共県営住宅建設の中の右側の欄の2番目、環境整備事業、久保鶴団地の外壁改修工事等と書いておりますけども、ここで高齢者向け改善等を行っております。

○**新見委員** 具体的に戸数は何戸あったんで

しょうか。

○森山建築住宅課長 31戸を高齢者向けに改善しております。

○岩下主査 ほかに何か御質問はありませんか。

○太田委員 303ページ。都市計画課のほうで、総合運動公園の改修というので上げられてますが。総合運動公園は公園として認定されてあるからこういうふうになるのかなと思います、中身は水泳場とか陸上競技場、それからテニスコートとかありますね。これスポーツ施設と見たときには、もう教育委員会の体育関係の管轄かなと思うんですが、県の場合はスポーツ施設というのは、教育委員会ではなくて、もう公園とみなした上での、都市計画課が管轄になるんですかね。

○瀬戸長都市計画課長 都市計画課では、総合運動公園にあります有料施設の維持補修に関する業務を所管しております。例えば、競技の運営で施設を新たに改修してレーンの数をふやすとか、そういう話になりますと教育委員会のほうの所管になります。

○太田委員 維持補修のみということですね。国体とかいろいろあって、予算をどっちに要求しないといけないのかなと思ったところで。わかりました。

○岩下主査 ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下主査 それでは、河川課、砂防課、港湾課、都市計画課、建築住宅課、営繕課の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時26分休憩

午後1時27分再開

○岩下主査 分科会を再開いたします。

前半、後半の説明及び質疑が全て終了いたしましたので、総括質疑に移ります。

県土整備部の決算全般について、何か御質疑はありませんか。

○宮原委員 先ほどの砂防課、河川課で質問したほうがよかったかなとも思うんですが、287ページに火山砂防ということで、洗出川外1溪流ということであるんですが、この火山砂防っていう事業を使えるところは霧島連山のあの周辺だけなんですか。

○土屋砂防課長 火山砂防の対象の考え方でございますけれども、火山地域に限定される砂防事業になります。県内で申しますと、新燃に代表される霧島火山。それともう一つ、加久藤付近の国見、矢筈。県内ではこの2地域が火山地域になっておりまして、この中で実施する砂防事業でございます。

もう一つ条件がございまして、この地域の中でも、溪流の流域の降灰ですとか崩壊の状況が、ある一定規模以上でないと火山砂防事業では取り組めないということ。

火山地域で、なおかつその中で溪流の流域がある程度以上、降灰している箇所ということになります。

○宮原委員 その火山砂防の溪流も下に行くと普通の川とつながってしまいますよね。どの辺までが火山砂防の対象になってっていうのは、何か基準があるんですかね。

○土屋砂防課長 基本的には流域を考えますので、流域が火山地域に入ってるということであれば、火山砂防ということになります。具体的には、火山の噴出堆積物が覆われてる地域ということになっておりますので、具体的に通常砂防になるのか火山砂防になるのかは現地のほうで踏査して決めて、国に申請をするというよう

な手続になっております。

○宮原委員 この洗出川の上流を見たときに、上のほうでは砂防ダムがつくってあったりして整備がされてるんだけど、その下がずっと整備がされてないということになるんですよ。それを考えたときに、事業としては、もう人家もあるし、畑、田んぼがあるという地域になると、火山砂防という位置づけではないということになるんじゃないかな。

○土屋砂防課長 基本的には、通常砂防、火山砂防、両方で守るということになりますので。ただ、今、委員のおっしゃいましたように、基本的に砂防事業につきましては、降雨等によりまして異常土砂が流出するのを食いとめる。水ではなくて土砂のほうを対象にしておりますので、そうなりますと基本的に構造物で効果が発揮できる場所っていうのはおのずと限られてきますので、やはり現地の状況を見ながら事業計画を練っていくということになるかと思いません。

○宮原委員 今回、ここに書いてある用地の測量であったり、物件の調査というのは、そういう部分に該当してるところを——やっぱり国が10分の5.5で比率が高いので——国がいいですよと言われたときにできるということで判断していいんでしょうか。

○土屋砂防課長 委員が今、おっしゃったとおりでございます。砂防の場合の用地取得につきましては、施設を設置する面積、それと、特に砂防ダムの場合については、砂防ダムを設置することで土砂が堆積しますので、その堆砂敷きまで用地取得しますので、その範囲の中の用地と、もし家屋等があればそういう物件調査、そういった分を今、ここには計上しております。ですから、基本的には国と計画を協議して、事

業採択のオーケーが出れば、こういった用地取得とか物件調査を進めて、その後に工事を着手するというような順番になります。

○宮原委員 砂防ダムをつくって、上で土砂をとめて、除去したりしてとまるのであれば、下は水の問題ではなくて、土砂で影響がなければもう手をつけないということでもいいんですよ。

○土屋砂防課長 砂防の立場から言えば、委員のおっしゃったとおりでございます。

○宮原委員 わかりました。

○岩下主査 ほかに御質問はありませんか。

○外山委員 県土整備部の施策の体系表。これ見ると、自然と共生した環境にやさしい、要するに、自然と共生しながら立派ないい社会というか、環境に配慮した事業をやっていくというのが一番最初に来てますね。もう一昔前と全然変わってきたなと思うんです。一昔前は、何しろ基盤整備がもう先にいって、それから、例えば河川改修をするんだったら、その生物も生かしながらという改修に変わってきた。そういうような中での、今の県土整備部の基本的な姿勢っていうのはよく見えるんですが。

そういうことで、ちょっと聞きたいんですが、そういう流れの中で、港湾課の291ページ。一番頭のところに、動物の適正飼養が徹底されて、人と動物が真に共生する社会を目指すという施策の目標がありますが、これ、具体的にはどんな動物を考えておるんですかね。そして、どういう事業をされたのか。

○蓑方港湾課長 港湾の港、海岸とかですけども、さまざまなアカウミガメですとか、コアジサシですとか、そういう動植物等もございまして、そういう生態系等にも配慮しながら整備等を行っていくということでございます。

○外山委員 このタイトルに乗かって具体的

にはどんな事業をされました。

○葦方港湾課長 港湾の整備を行うに当たって、例えばアカウミガメやコアジサシの産卵時期等を外して行うとか、そういうようなことを行っております。

○外山委員 いや、港湾課でぱっとうこういうのが出てきたから何かなと思ってちょっと聞いたんですが。これ以上聞きませんが、同じようなことで、河川課にちょっと聞きたいんですよ。

河川課でも生物の多様性が保たれるようなことを配慮しながら施策をやっていこうということで。河川課としては、生物の多様性が保たれるということを視点に置いて事業をやられたと思うんですが、具体的にもう少し、こういう形でやっただと、こういうことをやったということがわかる形で説明をいただくといいんですが。

○大谷河川課長 河川につきましては、河川法が改正をされまして、委員がおっしゃったように、どうしても治水とか利水、そういったことだけだったんですけど、環境面にも配慮しましょうということが新しい河川法でうたわれております。そういった中で、多自然の川づくりを進めましょうということで、現在、進めております河川につきましては、全てそういったことを勘案しながら事業をやっていこうということで考えています。例えば、都城の横市川とかございますが、河川改修をやる上で、護岸の、いわゆる下のほうに、みお筋を利用するような形で、魚が住めるような形にしたりとか、それとか木材を利用して計画しまして、魚のすみかを設けるとか、そういったことで取り組みをしておるところでございます。

○外山委員 議会でも、何年か前に、何回か指摘したと思うんですが、宮崎県の河川にはダムがありますよね。あのダムで魚が上がっていか

ない。それで、魚道の確保をする必要があるんじゃないかっていう議論が今、大分ありますよね。この魚道の確保のための事業は、ここではまだやっておられませんか。

○大谷河川課長 魚道に特化した事業というのはございませんが、県単の河川改良事業がございます、その中で、ちょっとした堰が、床どめとかあって魚が上れないというようなところにつきましては、極力、生態系に配慮した形で、魚道の整備もあわせて行ってきております。

○外山委員 ダムによっては全く魚が上がれない、魚道が確保できてないところ、幾つかありますよね。ここ辺の見直しっていうか、魚道をつくるということは今のところ考えてないんですかね。

○秋山ダム対策監 ダムにつきましては、高さの低いものについては県内のダムでもございませぬけれども、もう高くなると、その効果とか費用面を考えると、ちょっと今のところ、難しいと考えております。

○外山委員 費用は確かにかかるだろうし、最初にダムをつくるときにそこまで配慮すればよかったんでしょうが、昔はそこまで配慮はなされなかったと。しかし、そこで魚道が断たれてしまうと生態系が変わってくるし、将来のためにも、何らかの方策を考えていく必要があると思いますかね。ここではそれ以上の議論はしませんが、もう全く難しいというんじゃないかと、何か方法がないか、また議論をしていただくといいかと思います。

○岩下主査 ほかに何か御質疑はございませんか。

○太田委員 午前中にもお聞きしましたが、269ページ。管理課の業務で、建設業指導の新分野への進出支援ということで、7件あるというこ

とでしたよね。そのうち福祉関係に進まれたのが2企業ほどっていうことでしたが。

実は、きのうの労働委員会の審査の中で、福祉事業所といったところの労働争議がややふえつつあるのかなど。個別的なあっせんなんかも、福祉現場での労使関係のトラブルとかあるようです。

私自身も経験したのは、相談があって聞いてみたところ、タイムカードってというのは本来、働く人が押さないかんわけですが、それを社長及びその親族が強制的に5時になってタイムカードを押すというようなことで。それはいかんねということで労働基準監督署に行ったら、とんでもないことですねということでもありました。

今、雨後のタケノコのごとく、福祉施設がどんどんできておるんですが。本当に一生懸命人のために思って、福祉の心を持ってやってる人が大方だろうと思いますが、人間がともに生きていこうというような世の中で、ちょっと逆行してる動きも。こういう言葉を使っていいかどうかわからないけど、いわゆる利潤追求とか生き残るためにという、何か方針が間違ってるところもあるように感じるものですから。

管理課のほうでどうこうということではないんですが、こういった福祉産業の新分野に入り込んでいく企業の人たちに、法令遵守といいますか、コンプライアンスというところも含めた新分野進出に対する助言、指導なりを。もちろん善良な企業が進出されてるとは思いますけど、非常に気になるとこだったものですから。土建業から福祉に行くときに、ちょっと感覚的に違う扱いがあるんだよというところ辺をうまくあいまいに指導されたり。もう当然知ってるとは思いますが、どうかなと思ひまして、ちょっと念

のためお聞きしますが、そういったところも指導されてるということでよろしいですか。

○福嶋管理課長 主要施策の成果に関する報告書の同じページに、経営相談がございます。実は、これにつきましては、産業振興機構に委託を行いまして、経営アドバイザーとか中小企業診断士の方々、そういった専門家による経営相談窓口を設置しております。

その相談内容の主なものが新分野進出、やはりちょっとわからない部分があったりとかいうことがあるものですから、主として新分野の進出に係る相談っていうのが多うございます。その中で、やっぱりそういった部分っていうんでしょうか、ふなれな分野に進出しようという建設業者に対して、しっかりとした相談に応じているという状況でございます。

○太田委員 わかりました。世相として悪い方向にも行ってはいけませんので、ひとつ御配慮をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○岩下主査 ほかに御質疑はございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下主査 それでは、以上をもって県土整備部を終了いたします。

執行部の皆様、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時45分休憩

午後1時47分再開

○岩下主査 分科会を再開いたします。

まず、採決についてであります。3日の1時30分に採決を行いたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下主査 それでは、そのように決定いたします。

平成26年10月 2 日(木)

そのほか何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下主査 それでは、以上で本日の分科会を
終了いたします。

午後 1 時48分散会

平成26年10月3日(金曜日)

午後1時29分休憩

午後1時29分再開

出席委員(7人)

主	査	岩	下	斌	彦
副	主	査	渡	辺	創
委	員	外	山	三	博
委	員	宮	原	義	久
委	員	後	藤	哲	朗
委	員	太	田	清	海
委	員	新	見	昌	安

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

政策調査課副主幹	沖米田	哲	哉
議事課主査	長	谷	恵美子

○岩下主査 それでは、分科会を再開いたします。

まず、本分科会に付託されました議案の採決を行います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下主査 議案第18号についてお諮りいたします。

原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下主査 御異議がありませんので、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、主査報告骨子(案)についてであります。主査報告の内容として御要望などはありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時32分再開

○岩下主査 委員会を再開いたします。

それでは、主査報告につきましては、正副主査に御一任いただくことで異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下主査 それでは、そのようにいたします。

そのほか、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下主査 何もないようですので、以上で分科会を終了いたします。

午後1時32分閉会